

増毛町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度
2021～2025

北 海 道
増 毛 郡 増 毛 町

目 次

1 基本的な事項	
(1) 増毛町の概況	… 1
ア. 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	… 1
(ア) 地勢	… 1
《位置》 《地形・地質》 《気候》	
(イ) 自然	… 1
(ウ) 歴史	… 1
(エ) 社会・経済	… 2
イ. 増毛町における過疎の状況	… 2
(ア) 人口等の動向	… 2
(イ) これまでの過疎法に基づく対策	… 2
《産業の振興》 《交通通信体系の整備》 《生活環境の整備》	
《教育施設の整備》 《医療の確保》	
(ウ) 現在の課題と将来の見通し	… 4
《定住人口の確保》 《産業活性化の推進》	
《高齢化社会への対応》	
《都市との交流及び魅力あるまちづくり》	
ウ. 社会経済的発展の方向性	… 5
(2) 人口及び産業の推移と動向	… 6
ア. 人口の推移と見通し	… 6
イ. 産業構造の推移と今後の動向	… 7
(3) 行財政の状況	… 8
ア. 行政	… 8
イ. 財政	… 8
ウ. 施設整備水準等の現況と動向	… 9
(ア) 交通通信	… 9
(イ) 生活環境	… 9
(ウ) 教育、コミュニティー施設	… 10
(エ) 社会福祉施設	… 10
(オ) 産業関係施設	… 10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	… 11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	… 11
ア. 自然の恵みを活かすまちづくり	… 11
イ. 元気で長生きできるまちづくり	… 12
ウ. 安心安全に暮らせるまちづくり	… 12
エ. 豊かな心と文化を育むまちづくり	… 12
オ. 町民が主人公のまちづくり	… 13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	… 13
(7) 計画期間	… 13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	… 13
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	… 14
(2) その対策	… 14
(3) 計画	… 15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 15

3 産業の振興	
(1) 現況と問題点	… 16
《農業》 《林業》 《水産業》 《商工業》 《観光》	
(2) その対策	… 19
《農業》 《林業》 《水産業》 《商工業》 《観光》	
(3) 計画	… 24
(4) 産業振興促進事項	… 26
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 26
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	… 27
(2) その対策	… 27
(3) 計画	… 28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 28
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	… 29
(2) その対策	… 29
(3) 計画	… 30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 31
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	… 32
《上下水道》 《生活環境》 《消防・救急体制》 《公営住宅等》	
(2) その対策	… 34
《上下水道》 《生活環境》 《消防・救急体制》 《公営住宅等》	
(3) 計画	… 37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 39
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	… 40
《結婚・出産・子育て支援》 《病気の予防・健康づくり》	
《高齢者福祉》 《地域福祉》 《障がい者福祉》	
《国民健康保険》 《介護保険》 《後期高齢者医療制度》	
《国民年金》	
(2) その対策	… 44
《結婚・出産・子育て支援》 《病気の予防・健康づくり》	
《高齢者福祉》 《地域福祉》 《障がい者福祉》	
《国民健康保険》 《介護保険》 《後期高齢者医療制度》	
《国民年金》	
(3) 計画	… 48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 50

8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	… 51
(2) その対策	… 51
(3) 計画	… 52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 52
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	… 53
《幼児教育・保育》 《学校教育》	
《生涯学習》 《生涯スポーツ》	
(2) その対策	… 55
《幼児教育・保育》 《学校教育》	
《生涯学習》 《生涯スポーツ》	
(3) 計画	… 57
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 58
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	… 59
(2) その対策	… 59
(3) 計画	… 60
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 60
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	… 61
(2) その対策	… 61
(3) 計画	… 62
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 62
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	… 63
(2) その対策	… 63
(3) 計画	… 63
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	… 63
過疎地域持続的発展特別事業 事業計画	… 64

1 基本的な事項

(1) 増毛町の概況

ア. 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 地勢

《位置》

増毛町は、北海道北西部の日本海に面した留萌振興局管内の最南端に位置し、その範囲は東西約30.2km、南北約24.4km、総面積は369.71km²となっており、北西には38kmの海岸線を有しています。

南は暑寒別岳を主峰とする山地で、北竜町、雨竜町、新十津川町、石狩市との境界となっており、東は留萌市に隣接し、北および西は日本海に面しています。

《地形・地質》

地形は、大部分が火山地帯の山地で構成され、海岸付近に若干の段丘があり、暑寒別川を始めとして各河川は流れが急で、沖積低地の発達は少なく、特に別荘から岩老、雄冬にかけての地域は断崖絶壁をなした急峻地帯となっています。

農耕地は、大部分が低地に分布し段丘がこれにつづき、丘陵地の利用は僅かです。

土壌は、山地並びに丘陵地においては、火山岩第三紀層岩類等に属し重粘堅密で強酸性を呈し、表土は無数の石れきを含み、また段丘地帯は第四紀古層土壌にして重粘堅密です。

平坦地は、第四紀新層河成沖積土の扇状堆土にして地味は良好ですが面積は狭隘です。

《気候》

増毛町は亜寒帯湿潤気候に区分され、海岸と奥地並びに標高差等の地形から複雑多様な日本海岸気候の特徴を有しています。

気候は、年間を通じて風の強い日が多く、春季及び初夏には空気が乾燥し、夏季は短くも気温は高く、晩夏から秋にかけて多雨となり、冬季は湿潤寒冷で、しばしば暴風雪となります。

令和2年(2020)の月平均気温は9.2℃、月平均降水量91.7mmで内陸方面より平均気温も高く、降水量も多い傾向にあります。

(イ) 自然

増毛町は、暑寒別天売焼尻国定公園の中核に位置し、高山植物の群落と雄大な山岳美を誇る暑寒別連峰、及びその山崖がそのまま海に落ちこみ、断崖絶壁を形成し、優れた海岸美を見せている雄冬海岸、鮭が遡上する暑寒別川等豊かな自然に恵まれています。

(ウ) 歴史

町名の由来は、アイヌ語で「鵜の多いところ」を意味する「マシケイ」から「ましけ」と呼ばれるようになりました。

宝暦元年(1751)松前の商人、村山伝兵衛が松前藩より増毛場所を請負し、この地に出張番屋を設け交易を始めました。

文化3年(1806)には、江戸幕府から蝦夷地警衛を命じられた津軽藩の越冬場所になったのを皮切りに、松前、秋田、山口藩の支配を受けた後、明治に入り郡役所、治安裁判所、警察署、税務署等が置かれました。

明治33年(1900)には、一級町村制が施行され令和2年(2020)には町制施行120周年を迎えて現在に至ります。

(エ) 社会・経済

北海道の中心都市である札幌市や旭川市から、車で2時間程の距離にあることから、都市部からの観光客を受け入れることを狙いに、自然と歴史を活かした観光、文化施設等を整備し、通過型から滞在型の観光を進めています。

また、増毛町の基幹産業である漁業は、地方港湾の増毛港のほか、第1種漁港の別荘、岩老、阿分漁港、第4種漁港の雄冬漁港を生産基地として、浅海漁業、沿岸漁業、沖合漁業が営まれています。

近年の魚価安により漁家経営が厳しい状況にあるため、アワビやウニ等の種苗放流事業や漁場造成等による栽培漁業を推進し、水産資源の維持増大や流通の改善等漁業経営の安定をめざしています。

農業については、稲作及び果樹栽培が中心ですが、農業経営者の高齢化や担い手不足、農産物の価格の低迷、耕作放棄地の増加等様々な課題に対して、農業経営基盤強化促進基本構想や果樹産地構造改革計画に基づき、担い手の確保や農地の集約化、生産性の効率化に努め、生産調整や国際化・自由競争時代に対応してきたほか、クリーン農業を推進し、安心安全な農作物の生産に努めています。

イ. 増毛町における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

増毛町の人口はニシン漁終期の昭和31年(1956)に17,275人と最多になりましたが、令和2年(2020)実施の国勢調査速報値では3,912人と65年間で2割程度にまで人口減少しています。

増毛町は古くから収入の源泉を第一次産業に依存しており、その盛衰に第二次、第三次産業の収入も左右され、第一次産業の就労人口の減少による余剰労働力を吸収する産業、企業が無かったため、安定した就労先を求めて人口が流出してきました。

加えて、進学を契機とした転出による社会減と、出生数の減少による自然減により、現在も人口減少が進んでいます。

また、総人口に占める高齢者人口(65歳以上)は、平成22年(2010)の国勢調査では38.2%でしたが、平成27年(2015)の国勢調査で42.1%、令和2年12月末の住民基本台帳では45.2%と増加しており、今後も増加する見通しです。

(イ) これまでの過疎法に基づく対策

昭和45年(1970)の過疎地域対策緊急措置法から過疎地域自立促進特別措置法までの50年間にわたり、過疎計画を基に過疎脱却のための施策を講じてきました。

過疎法に基づくこれまでの主な対策は下記のとおりです。

《産業の振興》

増毛町の基幹産業である漁業は、浅海漁業を中心とする小規模経営の漁家が多いことから、経営体質の強化及び経営の近代化を主な対策として行ってきました。

これまで、アワビ、ウニ等の中間育成、水産基盤整備事業（囲い礁）、築磯事業をはじめとし、製氷貯氷施設整備、各地区の船揚場の整備及びホタテ出荷資材保管施設整備、市場施設改修、近代化資金利子補給等経営基盤の整備を図るほか、漁業の拠点として重要な役割を担っている増毛港をはじめ、別荘、岩老、雄冬、阿分漁港の整備を計画的に進めてきました。

農業については、主に稲作・果樹が栽培され、稲作は、農地の遊休化、価格の低迷、従事者の高齢化や後継者不足等が深刻化する中、良質米の生産向上、安定出荷による経営の健全化を図っていますが、米・野菜類の価格の低迷や農産物の国際間競争等により、増毛町においても農業を取り巻く情勢が厳しさを増しています。

平成26年度(2014)から実施している道営の農業基盤整備事業は、生産性の高い優良農地（水田）の造成により、生産コストの低減から農業経営の安定を図り、後継者・担い手の確保や耕作放棄地の抑制がなされるものと期待されています。

また、次代を担う農業者の確保のために、意欲的な担い手の育成が急務であり、そのための「人づくり」が大きな課題です。

国内での米の消費の伸び悩みと、米価の下落への対応として、高品位で良質な米の生産が求められているなかで、近年、増毛町を含むもい産米の食味が高い評価を得ていますので、今後も北海道産米の一翼として一層の消費拡大の取り組みが重要です。

果樹については、「さくらんぼ」、「りんご」、「ぶどう」、「洋梨」、「プルーン」等多くの種類の種類が地域の特産品として生産されており、最北の果樹地帯をPRし、クリーン農業の推進により安心安全で高品質な増毛産果物を生産し、加えてジュースやジャム等の加工製品の製造を進め、「フルーツの里 ましけ」を広くPRしています。

国道231号や道道増毛稲田線の整備に加え、深川留萌自動車道の全面開通により増加する観光客に対応するために、増毛町の恵まれた自然と北海道遺産に代表される歴史、季節感溢れる豊かな食を活かし、増毛駅前通りの「ふるさと歴史通り」を核として、リバーサイドパーク及びオートキャンプ場、プレジャーボートスポット、暑寒荘周辺、暑寒別岳スキー場、パークゴルフ場、さわやかトイレ、宿泊施設等の観光レクリエーション施設を整備、充実させ、魅力的な観光地づくりを進めています。

《交通通信体系の整備》

地域住民の日常生活に最も重要な町道の整備については、路線数213本、総延長162.90kmで計画的に整備していますが、改良率27.3%、舗装率49.4%に留まっています。

市街地の幹線道路の一部へ冬期間の安全確保のために設置した流雪溝や、急勾配路線に設置したロードヒーティングは、年間の稼働費用と保守管理費用が多額になっていることや老朽化が進んでいることから、稼働期間を短縮している箇所もあり、今後、更新や補修が必要となってきます。

農業経営の安定及び森林資源の整備の基盤となる農道、林道については、新設及び改良、舗装を進め、農・林業の振興を図っています。

情報通信については、防災行政無線システムを導入し災害時の情報伝達や広報活動に活用しており、平成15年度(2003)には総合行政ネットワーク(LGWAN)の運用を開始しました。

情報インフラ整備としては、平成15年度に市街地区を中心にADSL回線が敷かれ、平成24年度(2012)から25年度(2013)にかけて光回線の整備が進み、令和2年度(2020)に雄冬・岩尾地区の光回線整備が始まったことにより、光回線の整備率が100%となる見込であり、情報格差の解消が図られています。

《生活環境の整備》

生活環境の向上は、重要課題の一つとして、増毛町では下水道事業を実施する等、衛生的で住み良いまちづくりを推進するとともに、安心安全なまちづくりとして危険な空き家の解体を進めています。

人命と財産を守るために、近代的な技術革新に対応した消防施設の充実及び消防力を強化し、高規格救急車の導入や多様化する事故等に対応する救助工作車の更新等、計画的に整備を進めてきました。

また、良好な居住環境を構築するために、老朽化した公営住宅の建替及び解体、住宅改善を計画的に進めています。

《教育施設の整備》

学校教育では、少子化の影響もあり小学校、中学校ともに1校に集約されましたが、教育機器や給食設備の整備をはじめ、校舎の改修等、快適な教育環境づくりを推進しています。

また、社会教育では、屋内グラウンド、町立体育館、温水プール、パークゴルフ場の適切な維持管理に努め、地域住民へ冬期間を含めた運動施設を提供し、「健康で明るいまち」推進の一役を担っているほか、総合交流促進施設や国重要文化財旧商家丸一本間家の歴史的文化施設の整備を重点的に行っています。

《医療の確保》

町内唯一の有床診療所は、町民の健康を守り、安全で良質な医療サービスを提供しています。

人口流出の一因として医療施設の未整備が挙げられますが、医療機器の更新や施設整備により地域医療の充実を図り、住民に親しまれる診療所づくりを進めています。

(ウ) 現在の課題と将来の見通し

《定住人口の確保》

ニシン漁が盛んであった昭和20年代から、すけそう漁が盛んであった昭和35年頃までは、15,000人程の人口を維持していましたが、昭和40年代からは人口流出が強まり、現在約3,900人まで減少しました。

これは、出生数の減少及び、進学を機として若年層が町外へ転出し、そのまま町外で就職することが大きな要因であり、この状況は今後も続く見込まれます。

この人口流出と高齢化により、担い手が不足するという課題が全ての業種において顕在化しているために、季節的な就労の受け入れや地域おこし協力隊制度の活用等、人口減少下においても地域経済の活力を維持する取り組みを進めています。

《産業活性化の推進》

基幹産業である漁業の低迷は、地域経済に大きく影響し、また新型コロナウイルス感染症による経済の停滞、輸出の減少が全ての産業にダメージを与えている状況です。

農業、果樹については、増毛産の知名度が年々上昇しており、収穫期には町外から訪れる観光客も増え、ジュース、ジャム等の加工品の開発、製造も活発になっているため「YES! clean」の取り組みや「フルーツの里 ましけ」の積極的なPR活動を進めています。

商業は、小規模経営がほとんどであり、近年の交通網の発達に伴い、近隣都市への購買力の流出と後継者がいないことにより閉店が進んでいますが、観光と連動した振興により、増毛駅前通りのふるさと歴史通りへの新規飲食店等の出店がみられています。

工業は、水産加工業が中心となっており、雇用の場としても重要な産業となっており、これまで、地場産品を生かした付加価値の高い製品の研究、開発を奨励し、地域ブランドの創出として「ましけ千石場所」の開発と商品化が進められてきました。

また、ふるさと納税の返礼品として、いくら、たらこ等の水産加工品の人気が拡大し、全国の方から高い評価を受けています。

産業を活性化するにあたっては担い手不足が障壁となりますので、人材の確保と共有を図る施策が求められています。

《高齢化社会への対応》

平成27年(2015)国勢調査による増毛町の総人口に占める65歳以上人口の割合は、42.1%に達し、留萌振興局管内市町村の中では最も高い高齢化率となっています。

これからも高齢化が進むことから、生涯にわたり経済の担い手として活躍し、生きがいを持って増毛町に住み続けられるまちとして、生涯現役を実現する健康増進事業を充実させています。

また、老人福祉施設「明和園」を中心とした介護サービス基盤を整備し、安心して過ごす事ができる町をつくっています。

《都市との交流及び魅力あるまちづくり》

国道231号線や深川留萌自動車道の整備の効果もあり、札幌市や旭川市等の都市部から「春の味まつり」「秋の味まつり」等のイベントを目がけ、また季節の果物や海産物を求める観光客が多くなっています。

地場の特産物と歴史、自然を結び付け、更なる交流人口の拡大、また、宿泊客の増加に向けた滞在型観光の施策が求められています。

ウ. 社会経済的発展の方向性

産業と人口について、ニシン漁終焉を起点とした第一次産業の労働需要の減少、公共事業縮小を起点とした第二次産業の労働需要の減少により生じた人口減少と、人口減少による購買力の低下がもたらす第三次産業の需要減少という人口減少のスパイラルが生じておりましたが、今後の見通しとしては、外国人技能実習生の増加に見られるように労働需要に対する労働者数は不足している状況のため、大きな就労先の閉鎖が無い限りは産業別就業者数に大きな変化がないと見込まれます。

この様ななか、人口減少と高齢化により、65歳以上になっても働き続ける人が多くなり、また、就業者に占める女性の割合も増加する事が見込まれますので、増毛町の経済的発展の方向性は、女性と高齢者の活躍のために「子育て支援」と「健康寿命の延伸」に注力しながら「町外からの働き手の確保」を進めて産業を維持するものとなります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と見通し

増毛町の国勢調査人口の推移（表1-1(1)）を昭和35年(1960)からみると平成27年(2015)の55年間で14,658人から4,497人と、約3割の人口となっています。

更に、令和2年(2020)に実施した国勢調査の速報値では、3,912人と平成17年(2005)と比較すると30.6%減少しており、平成2年(1990)から平成17年の15年間の減少率21.4%よりも減少率が大きく、人口減少に歯止めがかかっていません。

平成27年(2015)において、0歳から14歳までの年齢層は、昭和35年の10分の1（▲91.9%）となり、総人口の減少率（▲69.3%）よりも大きく減少し、少子化が進んでいることが分かります。

また、15歳から29歳までの年齢層も昭和35年の10分の1（▲89.2%）となり、総人口の減少率（▲69.3%）よりも大きく減少しているため、更に労働力が不足していくと見込まれます。

30歳から64歳までの年齢層は、0歳から29歳に比べて減少率が小さくなっていますが、安定的に就業している者が高齢化している事が65歳以上の人口や高齢者比率をみると明らかです。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査） ※増減率は上段が対左行年、下段が対昭和35年

区 分	昭和35年 (1960)	昭和50年 (1975)		平成2年 (1990)		平成17年 (2005)		平成27年 (2015)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	14,658人	9,312人	▲36.5% ▲36.5%	7,166人	▲23.0% ▲51.1%	5,633人	▲21.4% ▲61.6%	4,497人	▲20.2% ▲69.3%
0歳～14歳	5,304人	2,138人	▲59.7% ▲59.7%	1,059人	▲50.5% ▲80.0%	574人	▲45.8% ▲89.2%	427人	▲25.6% ▲91.9%
15歳～64歳	8,469人	6,111人	▲27.8% ▲27.8%	4,511人	▲26.2% ▲46.7%	3,048人	▲32.4% ▲64.0%	2,179人	▲28.5% ▲74.3%
うち 15歳～29歳(a)	3,233人	1,730人	▲46.5% ▲46.5%	984人	▲60.5% ▲69.6%	593人	▲39.7% ▲81.7%	349人	▲41.1% ▲89.2%
うち 30歳～64歳	5,236人	4,381人	▲16.3% ▲16.3%	3,527人	▲19.5% ▲32.6%	2,455人	▲30.4% ▲46.9%	1,830人	▲25.5% ▲65.0%
65歳以上(b)	885人	1,149人	29.8% 29.8%	1,596人	38.9% 80.3%	2,011人	26.0% 127.2%	1,891人	26.0% 113.7%
(a)/総数 若年者比率	22.1%	18.6%	▲3.5% ▲3.5%	13.7%	▲4.9% ▲8.4%	10.5%	▲3.2% ▲11.6%	7.8%	▲3.2% ▲14.3%
(b)/総数 高齢者比率	6.0%	12.3%	6.3% 6.3%	22.3%	10.0% 16.3%	35.7%	13.4% 29.7%	42.1%	13.4% 36.1%

現在のスピードで人口が減少した場合、約20年後の令和22年(2040)には、住民基本台帳人口は2,084人、国勢調査人口は1,755人になると推計されます（グラフ1-1）。

また国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成30年(2018)に実施した推計では、令和22年には2,153人になると推計されています。

いずれの推計でも、令和2年1月1日の住民基本台帳人口4,222人から20年間で人口は半減する見込みです。

更に社人研の推計では、年齢構成の割合は65歳以上、特に85歳以上が大幅に増加する見込みです（表1-1(2)）。

グラフ1-1 人口の見通し

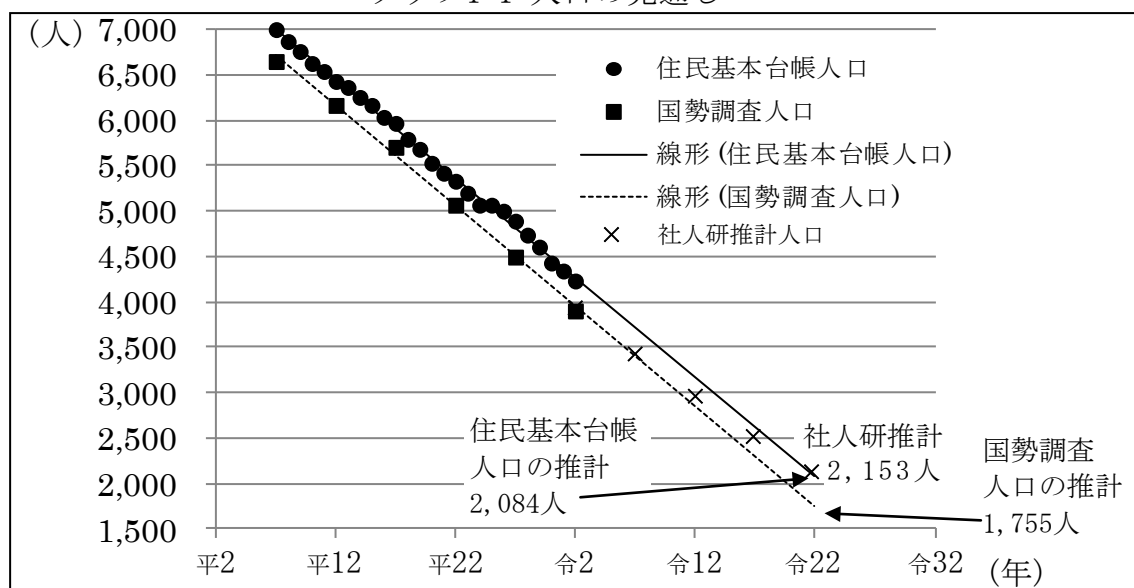


表1-1(2) 年齢階層別人口率 (%)

年齢	0-19	20-39	40-64	65-74	75-84	85-
平成27年 実績	11.6	14.2	32.1	18.2	15.1	8.8
令和22年 推計	8.7	9.2	27.5	19.0	17.6	18.0

イ. 産業構造の推移と今後の動向

産業別就業者の割合（表1-1(3)）の変遷をみると、平成7年(1995)から平成27年(2015)の20年間に第一次産業就業者の割合は1.5ポイント（25.6%→24.1%）、第二次産業就業者の割合は6.3ポイント（31.4%→25.1%）減少し、第三次産業就業者の割合が7.8ポイント（43.0%→50.8%）増加しています。

全ての産業で就業者数が減っていますが、減少幅の大きい第二次産業のうち建設業に就業している者が平成7年は550人でしたが、平成27年は210人と大きく減少したことが、産業別就業者割合変動の大きな要因となっています。

今後の見通しとしては、事業所の閉鎖が無い限りは産業構造に大きな変化がないと見込みますが、15歳から64歳人口の減少率が人口全体の減少率よりも高い水準となっているため、働き手の不足による事業閉鎖という状況に陥ることが危惧されます。

表1-1(3) 産業別就業者割合 [人(%)] (出展：国勢調査)

産業別	性別	平成7年 (1995)	平成17年 (2005)	平成27年 (2015)
第一次産業	計	875 (25.6)	681 (24.9)	505 (24.1)
	男女	530 (15.5) 345 (10.1)	428 (15.7) 253 (9.2)	310 (14.8) 195 (9.3)
第二次産業	計	1,076 (31.4)	761 (27.8)	526 (25.1)
	男女	653 (19.1) 423 (12.3)	412 (15.1) 349 (12.7)	286 (13.6) 240 (11.5)
第三次産業	計	1,472 (43.0)	1,292 (47.3)	1,067 (50.8)
	男女	773 (22.6) 699 (20.4)	665 (24.3) 627 (23.0)	522 (24.9) 545 (25.9)
計	計	3,423 (100)	2,734 (100)	2,098 (100)
	男女	1,956 (57.1) 1,467 (42.9)	1,505 (55.0) 1,229 (45.0)	1,118 (53.3) 980 (46.7)

(3) 行財政の状況

ア. 行政

増毛町は、明治33年(1900)7月1日、一級町村制の施行以来1郡1町で今日に至り、令和2年(2020)に町制施行120周年を迎えました。

現在、特別豪雪地域・振興山村地域・過疎地域・特定農山村地域の指定団体となっています。

昭和30年(1955)には急速な漁業生産等の衰退の影響により、財政再建団体として指定を受け、全町一丸となってその再建に取り組み、10年間に及ぶ苦しい道程を歩んだことを教訓に行財政運営を進めています。

行政機構については令和3年(2021)4月に策定した「増毛町定員適正化計画」に基づき事務の効率化、簡素化を図るとともに、各種研修等の実施により自治体職員としての資質を研鑽しています。

今日の変動する社会経済情勢の中にあって、住民の行政への要望及び期待はますます増えると見込まれ、また多様化する住民の行政ニーズに応えるためには多くの人的、財政的費用がかかることから、町民との対話を進め優先順位をつけながら、活力あるまちづくりに取り組んでいます。

また、人口減少下にあいながらもスケールメリットを確保するためには、広域的な機能の分担及び連携が不可欠であるために、広域行政にも参画しています。

留萌市及び小平町の3市町で実施している留萌南部衛生組合による、し尿処理やごみ処理等の事業、留萌市を除く管内7町村で構成する留萌地域電算共同化推進協議会での行政システムの共同化に参画していますが、今後も圏域市町村と連携し、単独自治体では経費、人員コストの制約を受ける各種事業に対して広域的に取り組む、地域住民の生活水準の質を確保する必要があります。

イ. 財政

増毛町の財政規模は、平成26年度(2014)以降、一般会計の歳入決算額50億円前後で推移していますが、長引く景気低迷による地域経済の停滞と人口減少により、歳入総額に占める町税割合が低く、地方交付税等の依存財源の割合が高いため、地方交付税の動向により財政運営が左右される状況です。

町税等の自主財源は、平成20年度(2008)から開始された『ふるさと納税制度』により、約20%から30%前後まで増加しましたが、町税は歳入総額の7%と低い割合です。

歳入の柱である地方交付税は、人口減少や制度改正の影響を受けて減少する傾向にあり、また『ふるさと納税制度』も恒久的制度ではなく、他自治体との競合等により大きく変動する不安定な財源であることから、本制度を財源とした事業は継続性に不安を抱えます。

次に歳出について、一般会計の歳出決算額は48億円前後で推移し、義務的経費や地方債残高は着実に減少してきています。

これは、平成21年(2009)に『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が施行され、財政の健全化に向けて財政規律を維持し、自主財源の確保や経費節減の取り組みを進めた結果であり、最少の経費で最大の効果を挙げるという地方公共団体の規定を遵守するためにも、「財政運営プラン」を基調に今後も健全な財政運営に努めます。

表1-2(1) 市町村財政の状況 (千円、%)

区 分	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)	令和元年度 (2019)
歳入総額 A	4,688,163	4,927,658	4,799,650
一般財源	3,412,512	3,391,012	2,989,676
国庫支出金	298,462	223,241	203,966
都道府県支出金	176,334	163,628	243,142
地方債	356,503	319,748	455,463
うち過疎対策事業債	108,500	171,100	291,400
その他	444,351	830,029	907,403
歳出総額 B	4,490,315	4,721,627	4,745,103
義務的経費	2,537,287	2,035,090	1,868,474
投資的経費	226,287	155,400	212,980
うち普通建設事業	206,442	144,797	189,717
その他	900,199	2,324,891	1,437,770
過疎対策事業費	826,542	206,246	1,225,879
歳入歳出差引額 C(A-B)	197,848	206,031	54,547
翌年度へ繰越すべき財源 D	13,195	16,228	70
実質収支 C-D	184,653	189,803	54,477
財政力指数	0.143	0.133	0.153
公債費負担比率	27.3	20.0	17.9
実質公債費比率	16.4	12.5	10.8
起債制限比率	13.7	8.7	7.1
経常収支比率	84.4	82.4	91.7
将来負担比率	102.6	△2.3	△69.8
地方債現在高	6,608,799	4,941,092	4,012,341

ウ．施設整備水準等の現況と動向

増毛町は「公共施設等総合管理計画」に基づき住民生活にかかわる道路網、生活環境、社会福祉、産業振興等の関連施設の管理、整備を計画的に進めています。

(ア) 交通通信

町道は、地域住民の日常生活に最も関わりがありますが、路線数213路線、総延長162.90kmのうち改良率27.3%、舗装率49.4%に留まっていますので、今後も計画的に整備し地域住民の利便の向上を図る予定です。

また、市街地区の流雪溝やロードヒーティングの整備により、冬期間の路線確保が容易になっていますが、更新や補修の経費が増嵩すると見込まれます。

農業経営の安定及び森林資源の保護育成等を図るための農道・林道整備は、新設、改良及び舗装を行い、農林業振興を進めています。

(イ) 生活環境

平成11年度(1999)に供用開始した公共下水道のほか、合併処理浄化槽設置促進の支援、良好な居住環境を確保するための公営住宅の建替及び住宅改善整備や、環境問題を考慮した広域連携によるごみ処理施設の整備、ごみ分別収集を実施しているほか、まちのイメージアップとなったさわやかトイレ(公衆トイレ)の整備を進めています。

また、消防救急設備の更新と近代化を計画的に進めます。

(ウ) 教育、コミュニティー施設

少子化の進行により、現在は、認定こども園1園、小学校1校、中学校1校を運営していますが、閉校となった学校施設の利活用や解体が課題です。

また、社会教育施設では、文化センター、総合交流促進施設「元陣屋」があり、コミュニティー施設として各地区の会館等の管理費用を助成しています。

スポーツ施設としては、温水プール、体育館、屋内グランド等を整備することにより、一年を通じた運動機会を確保しています。

(エ) 社会福祉施設

高齢化社会の進展により、老人福祉施設の整備は、重要な課題の一つとなっており、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームをはじめとし、老人福祉寮、老人福祉センター等を整備しています。

また、保健医療関係では、市街診療所、雄冬へき地診療所のほか、保健センターや、宿泊入浴施設内に設置した運動促進施設を中心に地域住民の健康維持・増進を図っています。

(オ) 産業関係施設

漁業は、漁業基地としての役割を担う増毛港の整備及び各地区の小型動力船用の船揚場整備や漁家の経営安定を図るために煮ダコ施設、ホタテ作業所、製氷貯氷施設、ホタテ漁具保管施設等の整備を進めてきました。

農業については、基盤整備を中心に農業用排水施設等の整備を進めています。

観光では、レクリエーション施設を整備し、中でも広大な敷地のリバーサイドパークには、オートキャンプ場及びコテージ、パークゴルフ場、テニスコート等を設置しています。

また、暑寒海浜キャンプ場、ゴルフ場、スキー場や、海洋リゾートに対応したプレジャーボートスポット、岩尾温泉等豊かな自然を背景に、観光産業への整備にも力を入れています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道				
改 良 率 (%)	24.8	25.4	27.3	27.3
舗 装 率 (%)	19.8	49.2	49.4	49.4
農 道				
延 長 (m)	8,225	5,496	4,531	1,995
耕地1ha当たり農道延長 (m)	10.1	5.4	—	—
林 道				
延 長 (m)	38,478	38,478	38,478	38,478
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.0	1.6	—	—
水 道 普 及 率 (%)	90.8	99.3	99.9	100
水 洗 化 率 (%)	—	20.5	51.7	61.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	2.7	3.1	3.7	4.4

※令和元年の病床数は住民基本台帳人口にて算出（ほかは国勢調査人口）

(4) 地域の持続的発展の基本方針

増毛町は、昭和46年(1971)に過疎地域の指定を受けて以来、50年間の過疎対策によって自立促進に取り組んだ結果、地域を取り巻く様々な環境は大きく変化してきました。

国道231号線の全面開通による交通条件の向上や、暑寒別道立自然公園の暑寒別天売焼尻国定公園への昇格、歴史的建造物群の北海道遺産認定等、増毛町を取り巻く条件の変化とともに、国道の市街地バイパス化や公共下水道の供用等、住民の生活環境に大きな変化が及ぼす事業が実施されています。

今後は、快適で安心できるまちづくりの方策を的確に把握するとともに、町民の求めるまちづくりへの期待を踏まえ、地域の将来を展望する必要があります。

人口の流出や低迷する主要産業の状況を考えると増毛町の過疎傾向は今後も続き、財政状況も厳しさを増してくると予想されることを踏まえながら、令和2年(2020)3月に策定した「増毛町まちづくりプラン」で掲げた基本テーマ「だれもが住みたい・住み続けたいふるさと増毛をめざして」を基本方針として5項目を基本目標に設定し、町政の進展及び自立促進を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本方針を実現するために、次の5つの基本目標を設定し、各目標の達成により次の人口目標の達成に向けて施策を展開します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	単位	目 標			
		R7	R12	R17	R22
国勢調査人口	人	3,431	2,969	2,537	2,153

ア. 自然の恵みを活かすまちづくり

増毛町は日本海の豊かな漁場と、増毛山地に抱かれた肥沃な大地が生み出す自然の恵みを産業の基盤として発展し、食・歴史を活かした観光や町民生活を支える製造業、商業、各種サービス業が一体となり町が形づくられています。

町の経済的活力の基本となる農林水産業の経営安定のために、生産基盤の整備や次代の担い手の確保と育成を図り、増毛町の特性を活かしながら、安定経営をめざす農林水産業の展開を進めます。

既存の地場産業育成や起業化支援、新しいマーケットの開拓のほか、自然と歴史、食を活かした魅力ある観光地づくりを進め、活力溢れる地域の持続的発展を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
6次産業化件数	件	1	1	2	2	2

イ. 元気で長生きできるまちづくり

増毛町には果樹農業やホタテ漁業等、季節的に多くの人手を必要とし、定年が無く元気なうちはいつまでも働き続けられる仕事があるので、高齢者も現役で働き、町の産業の支え手となっています。

このため、健康づくり施策を充実することにより、健康寿命を延伸し、シニア世代が次世代と共にまちの中心として活躍することで、地域の持続的発展を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
前期高齢被保険者介護認定率	%	3.60	3.40	3.20	3.00	3.00

ウ. 安心安全に暮らせるまちづくり

町民生活の安定は道路や上下水道、といったハード面と、ごみ処理、除雪、防犯といったソフト面の安定から成り立っていますが、人口減少と共に生活基盤サービスの提供を縮小させると著しく生活が不便になってしまうため、人口減少下においても生活基盤サービスを維持、持続させることを目的として、効果的、効率的に事業を運営し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、生命財産を守るために防災、防犯、消防、救急活動を充実し、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

経済活動や定住の基盤づくりのために、居住環境や道路網の整備や港湾・漁港等の生産基盤の整備と機能向上を図ります。

情報・通信体制の整備を進め、情報化社会におけるニーズへの対応を進めます。

各土地利用計画等に基づいた有効な土地利用を進めるほか、身近な自然の保全や修復等安全を支える生活基盤確かなまちづくりを進めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
転入超過数	人	▲55	▲54	▲53	▲52	▲52

エ. 豊かな心と文化を育むまちづくり

教育は、人づくりであり、まちづくりへも繋がるものであり、幼児期からの教育は、その人の人生にも大きな影響を与える重要なものと言えます。

まちづくりの基本は、「人づくり」であることを再認識し、家庭・学校・地域間の相互連携を強化し、未来を担う子どもたちの個性を伸ばし、豊かな心を育む教育を進めるとともに、生涯を通じて学習する場と機会づくりに努め、生き生きと学び続けられる環境と体制づくりを進めます。

健康でたくましい心身を培うスポーツ活動の充実や文化活動の充実や伝承・保存への取り組み等生き生きと学び心豊かな人と文化を支え育むまちづくりを進めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
出生者数	人	20	20	20	20	20

オ. 町民が主人公のまちづくり

地域のことは地域で決め、その責任を負う「自己決定、自己責任」が基本となる地方分権の時代の中で重要となる、「行政」と「町民」とのまちづくりに関する情報の共有と、町民の声をまちづくりへ十分に反映できるように広報・広聴活動の充実と将来を見据えたビジョンと計画的で効率的な行財政運営に努めます。

スケールメリットを確保するために、各行政分野における他市町村との広域連携を進めます。

移住定住についても恵まれた自然と住環境を活かしたPR活動を推進し、新たな交流人口の拡大とまちづくりの人材の確保を進めます。

地域活動の中核となるコミュニティ組織の再編と強化を図り、町民の行政への参加機会の提供と「町民参画」による町民と共につくる未来へのまちづくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
移住促進事業経験者の移住人数	人	1	2	3	4	4

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、各項目のKPIについて毎年度議会へ報告し、ホームページにて公開します。

（７）計画期間

計画期間は、令和3年(2021)4月1日から令和8年(2026)3月31日までの5箇年間とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設については、今後の人口減少や人口構造の変化を見据え、保有する公共施設全体面積を5%削減し、単独施設の新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合を基本とします。

道路、橋りょう及び下水道・農道橋・林道橋については、橋りょう長寿命化計画（行動計画）及び下水道長寿命化計画及び農道・林道施設長寿命化計画（個別計画）に基づき適正管理に努め、適切な修繕を行うことで長寿命化を図ります。

災害時の避難施設として指定している公共施設は、耐震性を確保するために、耐震診断や旧耐震基準の施設については計画的な耐震化改修を進めます。

上記のような、増毛町公共施設等総合管理計画等の基本的な方向を踏まえ、本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、人口減少や人口構造の変化に対応するために、施設の複合化・集約化、統廃合を進め、インフラ資産については、長寿命化を図り、災害時における施設安全性を確保するために計画的な耐震化を進めることとします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

増毛町の人口はニシン漁終期の昭和31年(1956)に17,275人と最多になりましたが、令和2年(2020)実施の国勢調査速報値では3,912人と65年間で2割程度にまで減少しています。

町内人口の減少は小売店、金融機関等の民間のサービス提供施設の減少や撤退を招き、町民生活の利便性の低下と、町内での経済活動の停滞につながるため、平成28年(2016)に策定した増毛町人口ビジョンでは20年後の2040年の人口を国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計の2,578人から3,006人にすることを目標と定めました。平成30年(2018)の社人研推計では、更に425人の下方修正がなされ2,153人と推計されており、人口減少に歯止めをかけるためにあらゆる施策の実施が求められています。

増毛町では平成27年度(2015)から移住希望者に対し短期居住の体験を目的として移住体験住宅を整備していますが、この住宅利用者を移住に繋げるために、増毛町での生活を体験する機会を設け、増毛町で「就労し生活する」「一定期間生活する」「退職後に移住する」といった関係人口を増やすことによって、移住人口の増加を図る施策を実施しています。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、増毛町に不足するサービス等と都市部からのチャレンジ精神を持つ者をマッチングし、就業、起業の支援を行っています。

移住を進めるには、働く場所に加え、住む場所の確保が必要になりますので、空き家や供用廃止となった公宅を活用する等、各施策との連携が課題となっています。

更には、増毛町に関心を持つ人を増やすことを目的に実施している「居酒屋推奨店事業」により交流人口を増加させる取り組みも進めています。

(2) その対策

(i) 移住促進事業の実施

- ① 町外の移住、就労希望者に就業、健康事業、サークル活動を体験してもらう、ふるさと短期就労事業等の実施により、移住後の生活をイメージしてもらい、移住、季節移住、UIJターンを促進します。
- ② 空き家・空き地バンクの内容を充実し、災害被災者等にも情報が届くよう町ホームページにて公開します。

(ii) 同窓会実施補助事業の実施、活用

- ① 同窓会の実施を補助し、町内での開催を促します。
- ② 同窓会の町外参加者に対し、町内の短期就労と期間中の住居を紹介します。

(iii) 地域おこし協力隊の受入れ、就業、起業支援

- ① 町内に不足している仕事、町民が求める仕事を掘り起こし、それら職種について地域おこし協力隊を募集します。
- ② 任期を満了した地域おこし協力隊の定住を図るために、資格取得、就業、起業を支援します。

(iv) 居酒屋推奨店事業の実施

① 増毛町の食材を中心に扱う居酒屋を居酒屋推奨店として認定し、増毛フェアの実施を支援します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
移住促進事業経験者の移住人数	人	1	2	3	4	4
ふるさと短期就労事業参加者数	人	4	4	6	6	6
移住体験住宅利用組数	組	8	9	10	11	11
空き家バンク新規登録件数	件	3	4	5	6	6
同窓会補助事業利用組数	組	15	17	17	20	20
地域おこし協力の受け入れ済み人数	人	9	9	10	10	10
居酒屋推奨店での増毛フェア実施	回	3	3	3	3	3

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住促進住宅改修事業	町
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	移住・定住	移住促進事業	町
	人材育成	地域おこし協力隊員事業	町
	その他	同窓会補助事業	町
		ご当地居酒屋推奨店事業	町
		ふるさと納税推進事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各施設については、増毛町公共施設等総合管理計画等に基づき定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

《農業》

増毛町の耕地面積の約半分を占める水稻は、「ななつぼし」「ゆめぴりか」が栽培面積の大半を占めていますが、新しい取り組みとして乾田直播栽培や、地元酒蔵がある好条件を活かした酒米の栽培が始められており、コスト減と省力化、収量増と需要の拡大が期待されます。

平成26年度(2014)からは北海道が事業主体となり、信砂、朱文別、湯の沢、別荘地区の4地区において農業基盤整備事業が実施されており、区画整理、客土、暗渠、用排水路の継続的な整備が進められ、優れた透水性、大区画化によって、生産コストの軽減、農業経営の安定化、集落の維持と耕作地の放棄が抑えられると見込まれます。

農業基盤整備事業の成果として農地集積が進み、経営規模が拡大することから、農地所有適格法人の設立推進が課題となっていますので、各種支援制度を活用しこれを支援しているところです。

また、これまで増毛町の農業を支えてきた方の高齢化による担い手不足も大きな課題ですので、農業次世代人材投資事業や増毛町新規就農者招致特別措置要綱に基づき、次代を担う意欲的な担い手の育成を支援しており、国、北海道の施策との連携や近隣自治体との広域的な協力のもと支援を継続します。

令和2年度(2020)からは「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した「特別栽培米づくり」も始めており、「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」等の支援制度を活用し、農村地域の資源保全と農業振興に取り組んでいます。

果物については、「さくらんぼ」「りんご」「梨」「プルーン」「ぶどう」等、多くの品種が栽培されており、「フルーツの里 ましけ」プロジェクトとして実施している果樹協会や、るもい農業協同組合と連携した道内外でのPR活動に加え、ふるさと納税の返礼品採用によっても知名度が上昇しています。

これらに加え6次産業化等によって付加価値を向上させ、増毛産果物の競争力を強める必要があります。

農業基盤整備事業の状況

項目	単位	各年度実績						
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
農業基盤整備実施面積	ha	1.9	9.1	12.6	26.5	34.2	61.0	63.6

《林業》

増毛町の森林面積は33,284haと町の総面積の90%を占め、うち77.8%が国と道有林であり、一般民有林が5,795ha（17.4%）、町有林は1,587ha（4.8%）となっています。

木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や不在化、世代交代等によって整備が行き届かない森林が増加している反面、町内のトドマツ、カラマツ等の人工林資源は利用期を迎えています。製材工場が町内に無いことから、伐採木の多くは加工前の資材として近隣市町村へ出荷されています。

このため、町内産人工材木の利用促進と付加価値の向上を目指し、公共施設等の木造化・木質化を進め、林地未利用材の効率的な集荷を進めています。

今後の森林整備にあたっては、森林環境譲与税を有効に活用するほか、増毛町森林整備計画に基づいて、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止といった森林機能の発揮を促し、資源の適正な管理と公費造林制度等を活用した計画的な森づくり事業を進めていく必要があります。

森林整備の状況

項目	単位	各年度実績		
		H30	H31	R2
公有林整備面積	Ha	27.6	27.5	25.5
民有林整備面積	Ha	23.0	20.3	38.8

《水産業》

近年、一部の魚種を除き魚価の低迷が続いていることに加え、漁業資源の減少及び磯焼けによる藻場の減少が進み、漁獲量が減少し、漁業経営を取り巻く情勢は厳しい状況が続き、過去5年間では、漁獲量で約5,000トン代で、水揚げ高は約23億円から30億円で推移しています。

この状況において、漁獲量の向上を目的として、資源管理や増養殖の取り組みを始め、既存漁場の再生と整備を漁業協同組合と連携・協議のうえ進めています。

また、水揚げされる漁獲物の地域ブランド化や販売促進のために、各種イベントを通して消費の拡大と付加価値の向上を図っています。

漁業者数は10年前と比べると大幅に減少し、高齢化と後継者不足が進んでいますが、新規の漁業資格取得に要する費用の助成や、新規漁業者が浅海漁業を営むための船外機等の購入支援により、世代交代が進む地区もあることから、漁業の担い手及び後継者の確保に向けた施策を実施しており、国、北海道の施策との連携や近隣自治体との広域的な協力のもと支援を継続します。

漁船・漁具の整備を目的とした近代化資金貸付制度を活用した利子補給による漁業経営基盤に対する支援のほか、老朽化が進む漁業関連施設についても各地区の漁業者数の推移、動向を考慮し、計画的に維持管理に努めています。

また、浅海漁業資源の増繁殖を図る環境整備のために、藻場再生の取り組みを進めています。

魚種別漁獲高（平成30年）

区分	名 称	数 量		金 額	
		トン	%	千円	%
魚 類	さけ	156	2.78	88,877	2.99
	ます	2	0.04	1,353	0.05
	たら	138	2.46	30,032	1.01
	すけそうたら	26	0.46	1,758	0.06
	ほっけ	19	0.34	3,153	0.11
	ひらめ	19	0.34	14,301	0.48
	かれい	467	8.32	101,799	3.42
	その他魚類	141	2.51	41,439	1.39
	小 計	968	17.25	282,712	9.50
水 産 動 物	うに	68	1.21	100,447	3.38
	えび	432	7.70	651,963	21.92
	いか	67	1.19	38,466	1.29
	たこ	928	16.54	728,129	24.48
	なまこ	23	0.41	118,269	3.98
	かに	1	0.02	4,519	0.15
	小 計	1,519	27.08	1,641,793	55.19
貝 類	あわび	1	0.02	9,431	0.32
	ほたて貝	910	16.22	240,537	8.09
	ほたて稚貝	2,200	39.22	795,960	26.76
	その他貝類	12	0.21	4,331	0.15
	小 計	3,123	55.67	1,050,259	35.31
合 計		5,610	100.00	2,974,764	100.00

「2018年漁業センサス」

《商工業》

人口減少や消費者ニーズの多様化、交通流通網の整備、近隣市への大型店進出等の影響により、町内小売店での消費は低減の一途となっています。

このため、観光事業者等と連携し、販路の開拓や需要の掘り起こし、特色ある商品の開発、きめ細かいサービスの提供等を計画、実施することが求められています。

商店や事業所では後継者や働き手の不足、経営者の高齢化により廃業するケースが増加しており、町内の経済活動の縮小と共に、増毛町商工会の会員数は、10年間で約30件減少しています。

その一方、ふるさと歴史通りを訪れる観光客の増加に伴い、新規飲食店の開業もみられるため、意欲のある新規出店者、起業者を支援し、新しい賑わいを芽吹かせる仕組み作りが課題です。

商業の状況（単位：人、百万円）

区分	平成24年			平成26年			平成28年		
産業別分類	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数
事業所数	7	44	51	9	41	50	7	41	48
従業員数	29	161	190	30	182	212	35	144	179
年間販売額	5,366	2,882	8,248	4,179	3,702	7,881	4,773	2,369	7,142

H24 「経済センサス」 2月1日現在

H26 「商業統計調査」 7月1日現在

H28 「経済センサス」 6月1日現在

《観光》

増毛町の観光は、平成13年(2001)に「駅前の歴史的建物群と増毛小学校」が北海道遺産に指定され、また、平成24年(2012)にリバーサイドパークで実施していた春のイベントの会場を増毛駅周辺に移したことを契機として、駅前通りが主要観光スポットとなりました。

更に、平成28年(2016)に鉄道駅舎としての役割を終えた増毛駅を平成30年(2018)3月に開業当時の規模に復元し、併せて駅舎周辺を駐車場として整備した結果、駅は観光客の起点として増毛町の新たな玄関口となり、春から秋の週末や祝日を中心に多くの観光客が周辺を散策するようになっていきます。

今後も長期的な視点を持ち、継続的に駅周辺の整備を進めることが求められます。

豊富な農水産物による「食」と、明治から昭和初期にかけての歴史的建築物を活かす「歴史」を組み合わせ、観光の核として売り出すための仕掛け作りが課題です。

岩尾温泉や暑寒別岳スキー場、リバーサイドパーク等の既存の観光施設は、利用者が伸び悩んでいますので、施設老朽化の計画的な整備に加え、町民及び周辺市町住民の利用増を促す施策の立案と実施が課題です。

秀峰・暑寒別岳を中心とした増毛山地は、平成2年(1990)に暑寒別天売焼尻国定公園に指定され、令和2年(2020)には30周年を迎え、近年は道外からの登山者も多くなっていますので、安全に登山が楽しめるように山道を整備する等、素晴らしい自然環境を守ることが求められます。

札幌、旭川からの観光客に加え、道外や外国人観光客も増加しており、インバウンド観光客の需要に対応できる環境づくりを整えるとともに、滞在型観光の受け入れ整備や、冬期間の閑散期における集客増も今後の大きな課題です。

(2) その対策

《農業》

(i) 農業生産基盤の整備

- ①道営の農業基盤整備事業により、信砂、朱文別、別荘地区の区画整理、客土、暗渠、農業用排水路を整備し、農業生産コスト抑制と優良な圃場の造成を進めます。
- ②農村集落の維持のために、農地を集積し、経営規模の拡大と遊休農地の発生を抑制します。

(ii) 農産物の高付加価値化・ブランド化と環境にやさしい農業の推進

- ①増毛産農産物の高付加価値化を図るために、新たな農産加工品の研究及び製造を支援します。
- ②クリーン農業によって農産物や加工品のブランド化を進め、町内の観光施設や商店等と連携し、消費の拡充を図ります。
- ③安心・安全という消費者の信頼を得て、顧客を確保するために、低農薬栽培によるクリーン農業を推進し、増毛産果物をはじめとした農産物をPRします。
- ④地元に酒蔵がある優位な条件を活かし、酒米栽培の拡充を進め地域農業のブランド化を図ります。
- ⑤安心安全な増毛産米のブランド化につながる特別栽培米づくりの取り組みを支援します。
- ⑥国が進める「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の推進など環境にやさしい農業を推進します。

(iii) 意欲のある新規就農者及び担い手の確保と育成

- ① 北海道担い手育成センター新規就農支援の活用や地域おこし協力隊員の募集により、農業後継者の確保や新規就農者を国、北海道の施策との連携や近隣自治体との広域的な協力のもと育成します。
- ② 新規就農に関する支援制度を活用し、新規就農者の経営を支援します。
- ③ 「みどりの食料システム戦略」に示されるイノベーション等による持続的生産体制の構築における取組や、新規就農に関する支援制度を活用し、新規就農者の経営を支援します。

(iv) 「フルーツの里 ましけ」活性化プロジェクトの推進

- ① 増毛産果物の販路拡大と知名度の向上のために、各種イベントへの参加や販売、PR活動を推進します。

(v) 増毛産農産物の消費普及拡大

- ① 果物産地としての知名度を向上させるために、農業協同組合及び果樹農家と協力し、道内外のイベントへの参加や販売PR機会を設けて、販路及び消費を拡大します。
- ② ふるさと納税制度を活用し、増毛産米や果物、農産加工品の知名度向上、消費の拡大を図ります。

《林業》

(i) 公有林の整備促進

- ① 増毛町森林整備計画のもと、下刈、間伐、造林、作業路の手入れや、野そ駆除事業の着実な実施により、適切な保全管理と森林資源の循環利用を確立します。

(ii) 民有林の適切な育成管理と整備促進の支援及び魅力ある森林づくり

- ① 森林所有者が森林経営計画のもとで計画的に整備を進めるよう、森林環境譲与税を活用します。
- ② 整備が行き届かない森林所有者に対して経営管理を林業経営者へ委ねるよう働きかけます。

(iii) 官民連携による植物栽培の促進

- ① 増毛町の気候風土を活かした民間企業の植物栽培研究を促進し、雇用機会の拡充を図ります。

(iv) 鳥獣被害対策の推進

- ① エゾシカ、アライグマ等の農林業被害を及ぼす有害鳥獣を増毛町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会増毛支部と連携を図り、適切な駆除活動を進めます。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
産業活性化支援事業利用者数	件	1	1	1	1	1
農業基盤整備実施面積	ha	68.3	41.0	39.3	11.5	－
新規就農者招致特別措置	件	1	1	1	1	1
果物PRイベント参加	回	7	7	7	7	7
公有林整備面積	ha	8.3	85.9	－	－	－
民有林整備面積	ha	88.5	88.6	－	－	－

《水産業》

(i) 漁業資源増殖のための栽培漁業の推進

- ①浅海及び沿岸漁業資源増大のために、ウニ・アワビ・ナマコ種苗放流事業やサケ・ニシンのふ化放流事業への取り組みに協力し、安定した漁獲量の確保を図ります。

(ii) 安定した漁業経営の展開と新規就業者、担い手の育成支援

- ①漁業生産物の安心安全に関する信頼感を高め、協業化や経営の体質強化と効率的な操業体制づくりを進めます。
- ②漁船・漁具の整備のための近代化資金貸付制度等の活用を進めます。
- ③若手漁業者や担い手の確保と育成に対する支援を国、北海道の施策との連携や近隣自治体との広域的な協力のもと進め、将来へ向けて持続可能な基幹産業を支えます。

(iii) 生産基盤の整備促進

- ①漁業生産基地となる漁港機能を維持するために、別荘漁港の整備を促進します。
- ②沿岸の磯焼け対策と漁業資源増大のために、既存漁場の再生と新たな漁場及び藻場造成の整備について、国が進める「みどりの食料システム戦略」の理念に基づき北海道等の関係機関と連携を図ります。

(iv) 漁港水面を有効活用した資源増殖の促進

- ①漁港内において、漁獲物の消費者への安定供給と市場価格取引の有利な時期に出荷するために、漁業協同組合、漁業関係者と連携し一時蓄養を行うほか、漁業資源の増養殖活動として、海面の有効活用を図ります。

(v) 民間団体・企業と連携した磯焼け対策の推進

- ①これまでの関係団体による鉄鋼スラグを活用した藻場再生実験の実証試験を基に藻場再生事業に取り組み、「みどりの食料システム戦略」に掲げるイノベーション等による持続的生産体制の構築の実現を目指し、「企業版ふるさと納税」も活用し進めます。

(vi) 密漁被害対策の推進

- ①浅海資源の増養殖を進める中で、資源の密漁行為が発生しているため、漁業協同組合、漁業者及び関係機関と連携を図り、密漁行為を未然に防ぐ取り組みを進めます。

(vii) 海獣被害対策の推進

- ① トドによる漁業被害を未然に防ぐため、増毛町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会増毛支部と連携を図り、適切な駆除活動を進めます。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
漁業の新規担い手数（後継含む）	人	2	2	2	2	2
産業活性化支援事業利用者数	件	1	1	1	1	1
水産基盤整備実施面積	m ²	7,200	5,000	5,000	5,000	5,000
なまこ種苗放流	万粒	15	15	15	15	15
ウニ種苗放流	万粒	10	10	10	10	10
アワビ種苗放流	万粒	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

《商工業》

(i) 増毛町商工会への支援

- ① 増毛町商工会に対し、指導事業・経営改善事業への補助を実施します。
② 連合大売り出し、盆踊り、駅☆祭等の地域活性化事業を支援します。
③ プレミアム商品券発行事業を継続実施し、町内消費を喚起します。

(ii) 商品開発等への支援

- ① 起業希望者や、新商品開発・販路拡大等をする中小企業等へ「産業活性化支援事業補助金」を交付し、起業化の促進や、ものづくりへの支援を行います。
② 事業者と共同し、新たなご当地グルメ等の特産品開発を推進し、その知名度の向上を図ります。

(iii) 事業所および商店の事業継承への取り組み

- ① 商工会と連携を図り、事業主からの相談等についての協力体制を構築します。

(iv) 増毛町特別融資・地域総合整備事業等

- ① 生産設備の近代化や経営体質強化を目的とした特別融資を実施します。
② 地域総合整備事業に対し支援します。
③ 国、北海道の施策との連携や近隣自治体との広域的な協力のもと商工業を支援します。

(v) ましけマルシェ事業再開の検討

- ① ましけマルシェ事業の実施主体・場所・方法等について検討します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
新規開業事業所	件	1	1	1	1	1
産業活性化支援事業利用件数	件	1	1	1	1	1
特別融資・地域総合整備	件	4	5	5	6	6

《観光》

(i) 食と歴史を活かした地域観光づくりの推進

- ①歴史的建造物や町指定史跡等の地域資源の活用と周知方法を再考し、観光客が広く町内を周遊できる取り組みを推進します。
- ②豊富な海の幸・山の幸をアピールし、また、伝統食の保存・継承等に努めます。
- ③旅行会社等と連携したツアー商品の企画や開発、モニターツアーの実施等、観光客の需要に応えられる観光地づくりを行います。

(ii) 観光施設等の計画的な整備

- ①岩尾温泉、暑寒別岳スキー場、リバーサイドパーク等の施設を適切に管理します。
- ②暑寒別岳を中心とした暑寒別天売焼尻国定公園の自然環境を守り、登山ルートの適切な管理と環境美化に努めます。

(iii) 観光イベントの開催

- ①「増毛春の味まつり」、「増毛町観光港まつり」、「増毛秋の味まつり」の内容の充実を図ります。
- ②特産市や食に関するミニイベント等を定期的で開催し、一年を通じ安定的な観光客の入り込みを目指します。

(iv) 観光ボランティアガイド事業の推進

- ①研修等による観光ボランティアガイドのレベルアップと増員を図ります。

(v) 増毛駅周辺の整備と景観保全

- ①増毛駅周辺について、桜の植樹や、周辺の景観と調和のとれた環境整備を行い、魅力ある観光拠点作りを進めます。
- ②駅前歴史通りの景観保全対策を検討します。

(vi) 宿泊施設等の充実

- ①滞在型観光客の増加を目指し、宿泊施設のサービスの充実を推進します。
- ②民泊・農泊を推進し、活用を図ります。

(vii) 冬期間の集客の強化

- ①閑散期となる冬期間の集客増を目指し、冬期イベントの開催やスキー場の活用を図ります。

(viii) インバウンド観光の受入れ整備と推進

- ①外国人観光客に対応できる施設の整備や情報発信を行います。

(ix) 地域版DMOの検討

- ①地域版DMOについて調査、検討します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
観光客数	千人	312	312	312	315	315
宿泊者数	百人	133	134	134	135	135
イベントの年間来場者数	千人	52	53	54	55	56

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	道営農業農村整備事業 信砂地区 用水路17,308m 排水路3,520m 区画整理185.6ha	北海道
		道営農業農村整備事業 朱文別地区 用水路9,774m 排水路5,435m 区画整理86.7ha	北海道
		道営農業農村整備事業 別荘地区 用水路5,765m 排水路930m 区画整理78.1ha	北海道
	林業	通年施工促進費交付金	町
		公有林整備事業 人工造 下刈り 除間伐	町
		公有林保育事業 作業路補修	町
		民有林育成事業	町
	水産業	藻場再生事業	町
	(2) 経営近代化施設 水産業	水産環境(基盤)整備事業	北海道
	(3) 商業 その他	地域振興事業補助	町
		プレミアム商品券発行事業	町

		中小企業特別融資及び 水産物加工業特別融資	町
		特別融資制度保証料補給 事業	町
		商工会経営改善普及事業	町
		水産加工振興事業	町
	(4) 観光又はレクリエーショ ン	リバーサイドパーク整備事 業	町
		留萌南部3市町連携地域 広域連携事業	広域観 光連携 協議会
		岩尾温泉運営事業	町
		暑寒別岳スキー場運営事 業	町
	(5) 過疎地域持続的発展特 別事業 第1次産業	農業振興事業	町
		農業次世代人材投資事業	町
		中山間地域等直接支払制 度	町
		多面的機能発揮促進事業 (多面的機能支払) 農地 維持支払 資源向上支払	町
		環境保全型農業直接支払 交付金	町
		水産振興補助事業	町
		フルーツの里 活性化プロ ジェクト	町
		有害鳥獣駆除事業	町

		漁業近代化資金利子補給金	町
		漁業資格取得費補助事業	町
		とど被害防止対策事業	漁協
	観光	観光協会補助事業	町
		増毛ミクニ塾運営補助事業	町
	企業誘致	工場等誘致振興事業	町
	その他	産業活性化支援事業	町
		冬期雇用対策事業	町
	(6) その他	増毛港整備事業	国
		増毛港維持管理業務	町

(4) 産業振興促進事項

増毛町の産業振興に資することを目的とし、町内に工場等を新設し、又は増設する者に対し増毛町工場等誘致振興条例に基づき固定資産税を免除し、増毛町における企業の誘致を振興します。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
増毛町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業、畜産業及び水産業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

各施設については、増毛町公共施設等総合管理計画等に基づき定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

災害時の情報伝達手段となる防災行政無線（アナログ回線）を平成9年(1997)に整備し、戸別受信機を全戸配布しましたが、老朽化と意図しない周波数の発射規制（スプリアス規制）により、アナログ回線が使用できなくなるため、新規にデジタル回線の工事を進め、令和2年(2020)11月から運用を開始しています。

今後も増毛町地域防災計画を基本として、各計画を定期的に見直し、災害等が発生した時に十分に機能が発揮される体制を構築しておく必要があります。

町内における光ファイバー網の整備について、市街地区等は民間通信会社によって行われていますが、阿分、舎熊、信砂地区等の地区は、町が単独で整備を行い公設民営方式でサービスが提供されています。

光ファイバー網の未整備地区となっている岩尾、雄冬地区に対し、令和4年度(2022)からの提供開始を予定に整備を進めます。

(2) その対策

(i) 行政の情報化推進

- ①新規に防災行政無線（デジタル回線）を整備し、全戸に戸別受信機（防災ラジオ）を配布しています。また、防災行政無線とSNS等を自動連携し、多様な情報伝達手段の確保を図ります。

(ii) 光ブロードバンド環境整備

- ①岩尾、雄冬地区に光ファイバー整備を行い、通信環境の制約を改善し、超高速インターネット回線に接続が可能になることで、都市部や市街地と同等の通信サービスを楽しみ、情報格差の是正を図ります。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
防災デジタル無線普及率	%	100	100	100	100	100
光ブロードバンドカバー率	%	98.14	100	100	100	100

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化 のための施設 防災行政用無線施設	デジタル防災行政無線整 備・保守事業	町
	ブロードバンド施設	光ブロードバンド整備・保 守維持事業	町
	(2) 過疎地域持続的発展特 別事業 情報化	総合行政システム運用事 業	町
		自治体情報セキュリティク ラウド事業	町
		財務会計システム運用事 業	町
	その他	自動交付機運用事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各施設については、増毛町公共施設等総合管理計画等に基づき定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

増毛町内には、国道231号線が縦断しているほか、道道3路線（主要道道増毛稲田線、一般道道暑寒公園線、一般道道増毛港線）、町道213路線が整備されています。

国道231号線は、住民生活、産業、観光を支える最も重要な幹線道路であるため、安全な通行が確保し続けられるよう国へ要望しています。

歴史的建物群の景観と調和し多くの観光客が散策する観光ポイントである「ふるさと歴史通り」の鳥の糞害防止対策と景観の向上が課題である道道増毛港線と、防災面や緊急輸送道路として重要な国道231号線暑寒町地区までの無電柱化を関係機関に要望していますが、実現に向けては地域とともに取り組む必要があります。

町道については、厳しい財政状況を踏まえ、維持補修工事を計画的に実施し、道路環境を維持しているところです。

橋梁については、老朽化に対応するために、損傷や劣化の程度を点検等により把握し、安全性能の低下を招かぬよう、計画的で効率的な修繕を実施し長寿命化を図っています。

冬期間の安全な通行確保を目的に、降雪状況に応じた除排雪作業を行っており、今後も除雪車が常に安定した能力を発揮できる状態を維持するために、老朽化した除雪車の計画的な更新が必要です。

公共交通機関は、平成28年(2016)に廃止されたJR留萌本線の留萌増毛線を例外とせず民間バス会社も厳しい経営状況の中、雄冬・留萌間及び札幌間のほか、隣接の留萌市から札幌市までの都市間高速バスを運行し、通学、通勤者や高齢者、買物客、旅行者の身近で重要な地域交通手段として利用されているため、今後も生活に密着した交通網の維持と安定した運行のための支援が必要です。

また、令和2年度(2020)をもって民間タクシー事業者が撤退していますので、代替となる交通サービスの構築が急務となっています。

(2) その対策

(i) 橋梁長寿命化計画事業

- ①橋梁の損傷や劣化の程度を点検し、予防保全の観点から損傷度の高い順に毎年度1橋の修繕工事と次年度修繕工事する橋を実施設計します。

(ii) 無電柱化推進計画

- ①道道増毛港線「ふるさと歴史通り」から国道231号線暑寒町地区までの無電柱化について、国土交通省、北海道に要望し、地域住民と共に無電柱化を推進します。

(iii) 除雪対策事業

- ①冬道の安全な通行を確保するために、町道の除排雪体制の充実と国・北海道との情報連携体制を図り、国道・道道の交通を確保します。
- ②老朽化により安定した能力が発揮できないことや高額な修繕費が予想される除雪車を計画的に更新します。

(iv) 地方バス路線維持補助

①町民の足を維持するために地方バス路線維持補助金を支給します。

(v) 地域の交通手段確保

①JR廃止後の代替輸送におけるデマンド型乗合タクシーや路線バスの維持と利便性の向上、安定した運行のための支援・施策に努めます。

②通学、通勤者、買い物客等、また、高齢者や障がい者、交通空白地域等、町民の生活に密着した交通手段を確保します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
橋梁長寿命化実施数	橋	1	1	1	1	1
町道除雪延長	km	69	69	69	69	69
地域交通対策事業利用者数	人	25	25	25	25	25

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	積雪地域除雪対策事業	町
		町道維持管理事業	町
	橋りょう	橋梁長寿命化対策事業 橋梁44基	町
	その他	無電柱化推進事業	国・道 町
	(2) 道路整備機械等	除雪車輛更新事業	町
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地方バス路線維持補助金	町
		地域交通対策事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路、橋りょうについては、橋りょう長寿命化計画（行動計画）に基づき、定期的な調査と予防的修繕を実施し、利用者の安全性・快適性を確保します。

また、各施設については、増毛町公共施設等総合管理計画等に基づき定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

《上下水道》

ア. 水道施設

増毛町には、市街等の上水道と阿分・別荘・岩老・雄冬の4簡易水道があります。

増毛浄水場は昭和50年(1975)の建設から、40年余り経過しており、建物・設備の老朽化が著しく、現在は必要最低限の修繕にて稼働していますが、近年の水質基準高度化に対応した水質維持が課題となっています。

平成22年(2010)から平成24年(2012)にかけて導水管の布設替え(延長L=3.14km)を行いました。配水管についても使用開始から40年を超えるものもあることから、今後も計画的に布設替えを実施する必要があります。

簡易水道施設についても同様に施設の老朽化が進行していますが、美味しい水の安定供給を必要最低限の修繕によって行っています。

過疎化の影響により水道使用料収入が減少していることから、上水道及び簡易水道施設の計画的な改修、更新と、将来的な水道事業の安定と美味しい水の確保及び供給に努めつつ、水道事業の経営基盤の安定化のために上水道事業と簡易水道事業の統合を検討する必要があります。

イ. 下水道施設

平成12年度(2000)に一部供用開始した公共下水道事業は、平成30年度(2018)末で、管渠布設工事20.9km、整備面積97.5ha、普及率59.8%、接続率が74.1%となっていますが、海洋・河川等の水質保全と快適な生活環境を維持するために下水道の更なる接続率の向上が課題です。

平成21年度(2009)から一般家庭に限りデスポーザーの使用を可能として、生ごみ減量化と快適な住環境の構築に寄与しています。

下水道施設維持管理については、設備の老朽化による改修費用が増加する傾向にあることから、下水道事業の経営安定化のために、接続率向上の継続的な取り組みが必要です。

《生活環境》

ア. 空き家

人口減少や都市部への人口流出により全国的に空き家が増加しており、平成27年(2015)に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

増毛町においても令和元年度(2019)末現在で280件の空き家があり、そのうち倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある特定空き家は65件となっています。

防災や景観の保全、災害時に生命、財産を保護するために平成28年度(2016)から増毛町空き家等除却補助事業により除却工事費用の一部を補助し、これまでに130件の除却を実施していますが、適切な管理が行われていない特定空き家や所有者不明の空き家に対する代執行の検討や空き家所有者に対する適正管理への更なる理解と制度の周知が課題です。

イ．廃棄物

増毛町のごみ処理は、近隣3市町（増毛町・留萌市・小平町）で構成する留萌南部衛生組合にて共同で行っています。

ごみの排出量は、人口減少に伴い減少傾向にありますが、プラ製容器や紙製容器に汚れたごみの混入が見られるため、町広報誌等を通じて適切な分別、排出の協力を継続する必要があります。また高齢者や障がい者等、ごみの分別や排出が困難な世帯に対しては、ごみ分別支援制度による支援を継続する必要があります。

生ごみの減量と食品ロス対策として、飲食店での会食で余剰となった料理を家庭に持ち帰っていただくためのお持ち帰り用パックの各飲食店への配布や、家庭での生ごみ排出量を低減するための生ごみ処理用コンポスト設置事業を継続します。

また、環境省が作成した「家庭でできる10の温暖化対策」を周知することにより、ごみの削減等環境へ配慮した取り組みを啓発します。

《消防・救急体制》

明治8年(1875)に火消組から始まった増毛消防は、令和2年(2020)末で1本部1署、消防職員18名、車両7台、消防団は1団6個分団、消防団員99名、車両6台の体制となっていますが、消防庁舎と消防車両の老朽化への対応と、町民の減少と少子高齢化に伴う、消防団員の担い手不足が課題となっています。

火災件数は、過去5年間で12件発生していますが、いずれも規模は小さく済んでおり、幸いにも火災による死者は発生していません。

近隣消防へ消火の応援出動を要請した実績はありませんが、大規模な火災が発生した場合の消火体制が懸念事項となっています。

平成23年(2011)に火災予防条例で義務化された住宅用火災警報器の設置率と条例適合率は、全道全国平均を上回っており、町民の防火に対する意識は高いと言えます。

救急出動件数は、町内の人口は減少していますが出動件数は増加傾向にあり、65歳以上の町民と、観光客のレジャー型事故による搬送が多くなっています。

地震や台風等による大規模災害や複雑化する災害、社会の変化に対応するために消防体制の充実を図りつつ、組織の見直し等の効率化が求められています。

消防人員 (令和3年3月31日)

区分		人数
職 員	司令長	1
	司令	4
	司令補	5
	士長	2
	副士長	4
	消防士	2
	計	18
団 員	団長	1
	副団長	2
	分団長	6
	副分団長	7
	部長	14
	班長	27
	団員	42
	計	99

消防ポンプ自動車等の現有数 (令和3年3月31日)

消 防 署	大型水槽車	1
	水槽車	1
	消防ポンプ付	1
	救助工作車	
	作業車	1
	指揮車	1
	救急車	2
消 防 団	小型ポンプ付積載車	5
	普通ポンプ自動車	1

《公営住宅等》

令和3年(2021)4月現在の公営住宅の管理戸数は325戸（公営住宅248戸、改良住宅44戸、単身住宅18戸、単独住宅15戸）ですが、増毛町住生活基本計画・長寿命化計画による将来人口を想定した再編整備が必要です。

老朽化した団地の改修や高齢化社会に対応した住宅を適正に供給するために、建替事業として平成30年度(2018)に「はまなす団地」、令和2年度(2020)に「さくら団地」を建設しました。

住環境整備については、平成25年度(2013)から住宅リフォーム補助事業を実施し、平成29年度(2017)からは、子育て世帯及び三世帯同居世帯に補助金の加算を行い、住宅等の解体が促進され空き地が増加したことから、住宅を新築する場合に土地購入費の一部を補助することで未利用地の有効活用を図ります。

また、人口減少を抑制するために、民間アパート及び企業の従業員宿舎の建設時に建設費用の一部を補助し子育て世帯の定住促進と移住定住人口の確保を図っています。

公営住宅 (令和3年4月1日)

区 分	戸数	入居戸数
公営住宅	248	205
改良住宅	44	44
特定公共賃貸住宅（単身）	18	18
単独住宅	15	15

(2) その対策

《上下水道》

(i) 水道水供給体制と施設整備

- ① 暑寒別連峰を水源とする安心で安全な良質の水道水を安定的に供給することに努めるほか、老朽化した配水管の布設替えの実施や配水施設等の適切な維持管理を進めます。
- ② 水道事業の経営基盤の安定化のために、将来的な給水人口を想定した上水道事業と簡易水道事業の統合や水道料金の見直しを検討します。

(ii) 下水道事業の経営安定化と接続率向上施策の推進

- ① 下水道事業の経営安定化のために、地方公営企業法を適用し「経営の見える化」を図り、より一層の経営の効率化を進めます。

- ②未接続世帯への普及促進に努めるとともに、下水道使用料の見直しを検討していきます。
- ③施設の機能を維持していくために適切な維持管理に努め、老朽化した設備の計画的な改修を進めていきます。

《生活環境》

(i) 空き家の適正管理と除却補助制度の周知

- ①空き家の実態把握や所有者等を調査し、空き家の適正な管理や所有者等の維持管理責任について周知・啓発を行うとともに、空き家等除却補助制度の活用により空き家等の除却を推進します。
- ②適切に管理されていない特定空き家や所有者不明の空き家について、特に近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家に対し、代執行を検討します。
- ③増毛町空き家等対策計画に基づき、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するために、総合的な空き家等の対策を推進します。

(ii) ごみの適正な分別による減量化と資源リサイクルの推進

- ①ごみの分別や排出方法について、収集日カレンダーや町広報誌により啓発し、ごみ分別精度の向上を図ります。
- ②留萌南部衛生組合での広域連携のもとで、町民、事業者、行政が共に協力し3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動等の資源リサイクルを推進し環境の配慮に努めます。

(iii) し尿処理体制の充実

- ①し尿処理汲み取り収集業者の民間委託を継続し、留萌南部衛生組合によるし尿及び浄化槽汚泥の収集と処理体制の維持に努めます。
- ②共同施設の老朽化による修繕が必要なことから、今後、施設のあり方も含めて関係市町と検討を進めます。

(iv) 合併処理浄化槽の整備

- ①公共下水道整備区域外の地域での合併処理浄化槽事業を継続し、計画的な整備事業の推進を図り、自然環境を守り河川や海の水質保全を図ります。

(v) 海岸の景観整備

- ①北海道の補助制度を活用して海岸漂着物の回収処理事業を継続します。
- ②きれいな海岸を維持するために、クリーン作戦を実施する等、関係機関や地域住民の協力を得ながら海岸漂着ごみの回収処理に努めます。

(vi) 火葬場の施設整備

- ①ましけ葬苑については、施設維持や快適に使用するための費用を勘案し、将来的なあり方について検討します。

(vii) 墓地の整備

- ①町営墓地については、適正管理に努め利用者に清掃の協力を呼びかけます。
- ②継承者不在のお墓を増やさないために、合同墓の建立を含めた新お墓のあり方をアンケート調査の結果を基に検討します。

《消防・救急体制》

(i) 防火意識の高揚

- ①老朽化と耐震性能に課題を抱える消防庁舎について、災害時の拠点としての機能が維持されるよう、施設状況について調査検討を進めます。
- ②導入から30年以上経過している大型水槽車の更新等、消防装備の計画的な充実を図ります。
- ③救急隊員を救急事後検証会や病院実習、各種講習に派遣し、専門的な知識・処置の習得と、技術や観察眼の向上を図ります。
- ④地域防災力の要である消防団について、団員の確保と装備の充実を図り、組織の維持と強化を図ります。
- ⑤限られた人員で迅速かつ効果的な警防活動と消防体制を維持するために、出動計画の検証と修正を行い、近隣消防との合併広域化も検討し、町民と来町者の安心安全を守る消防体制の維持、強化を図ります。

《公営住宅等》

(i) 公営住宅の再編整備

- ①住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画により、将来的な人口を想定した既存公営住宅の再編整備を進めます。
- ②既存の公営住宅の老朽化等を見極め、適正な維持管理に努め、高齢化社会へ対応できる住宅整備を継続します。

(ii) 民間住宅施策の推進

- ①安心して住み続けられる居住環境の整備と、移住・定住人口の確保のために住宅リフォーム、民間賃貸住宅等建設、新築住宅建設支援等の補助事業を実施します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
下水道接続率	%	75.1	75.6	76.1	76.6	77.1
空き家等除却補助件数	件	30	30	30	30	30
ごみ分別精度(プラスチック製容器)	%	80	85	90	90	90
生ごみ排出量	t	125	120	120	115	115
ごみ分別支援件数	件	5	5	8	10	10
合併浄化槽設置件数	件	5	5	5	5	5
海岸漂着物回収量	t	20	20	18	18	18
クリーン作戦実施回数	回	1	1	1	1	1
合同墓利用人数	人	—	25	25	25	25
火災報知設置率	%	92	94	96	98	98
公営住宅等管理戸数	件	305	305	305	305	305
新築住宅建設件数	件	3	3	3	3	3
中古住宅購入補助件数	件	5	5	5	5	5
民間集合住宅建設補助件数	件	1	1	1	1	1

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	浄水場外壁修繕	町
		浄水場屋根防水工事	町
		浄水場硫酸バンド注入ポンプ取替工事	町
		水道監視装置無停電電源装置取替工事	町
		浄水場コンセントレーダー排水弁取替工事	町
		上水道量水器取替工事	町
	簡易水道	簡易水道量水器取替工事	町
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業	町
		下水道設備更新事業	町
		管渠内調査事業	町
		浄化槽設置整備事業	町
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 その他	留萌南部衛生組合負担金	町
		ごみ処理事業	町
		ごみステーション更新事業	町
		ごみ分別等支援事業	町
		コンポストあっせん事業	町
		し尿処理	町

	(4) 火葬場	火葬場改修事業	町
	(5) 消防施設	消火栓整備事業	町
		大型水槽車購入事業	町
		水槽付き消防ポンプ自動車購入事業	町
	(6) 公営住宅	公営住宅改善事業 既存公営住宅の改修	町
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業		
	環境	海岸漂着物回収処理事業	町
		町内一斉清掃委託事業	町
		花いっぱい運動委託事業	町
	危険施設撤去	空き家等対策事業	町
		町有物件解体事業	町
	防災・防犯	防災備蓄・資材購入	町
		街路灯管理事業	町
	その他	増毛町住宅リフォーム補助金	町
		民間集合住宅建設促進事業	町
		新築住宅建設支援補助	町
	(8) その他	町営墓地管理事業	町
		合同墓建立事業	町
		交通安全推進委員会活動	町
		交通安全協会活動	町
		交通指導員活動	町

		防犯協会活動	町
		高齢者運転免許証自主返納支援事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道については、独立採算制を原則とする公営企業として給水人口の推移や企業需要等を適切に把握し、財政状況を勘案した計画的な改修を行い、トータルコストの縮減を図ります。

下水道については、下水道長寿命化計画（行動計画）に基づき、維持管理に努め、適切な修繕を行うことで長寿命化を図ります。

公営住宅について、公営住宅等長寿命化計画（行動計画）に基づく施策を進め、経過年数、需要、高度利用の必要性と可能性及び改善履歴による評価を行い、持続可能な住環境の整備を進めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

《結婚・出産・子育て支援》

増毛町の出生数は平成26年度(2014)まで20～30人前後で推移していましたが平成27年度(2015)以降は10～20人前後と減少傾向となっています。

出生数は減少しているものの手厚い子育て支援が必要な家庭や、発育発達に課題のある乳幼児・学童数は増えており、医療機関や認定こども園・学校等と連携し、個別支援が必要なケースも多くみられます。

平成31年(2019)4月より増毛町子育て世代包括支援センターが開設され、これまで母子保健活動で実施してきた妊産婦から子育て期における実情の把握、保健指導、関係機関との連携等に加え、支援プランの作成や乳幼児・児童虐待予防等包括的な支援を行っています。

また、妊婦・産婦健診や乳幼児定期予防接種、新生児聴覚検査、出産準備金、乳幼児フッ素塗布、不妊治療費等の母子保健分野の公費負担・助成を継続し、子どもの医療費助成は、平成31年4月より、0歳から就業していない18歳以下までに対象を拡大し、子育て世帯における経済的負担を軽減しています。

ひとり親家庭に対する支援は、北海道事業の受付相談事務のほか、経済的社会的な負担、不安を緩和するために、地域での見守り、支援を行う環境の構築に努めています。

民生・児童委員による相談業務等、関係機関と連携し、子どもたちが健やかに成長する環境や子育て支援体制の充実を図り、また、ひとり親家庭に対する相談・支援体制も充実します。

少子化対策は、結婚祝い金支給制度や不妊治療費助成、出産準備金といった結婚から出産までを支援する施策に加え、多子世帯子育て支援事業や子ども医療費助成事業、学校給食費や学用品の補助等の、子育てに関する経済的な支援、子育て世帯へ住宅リフォーム、新築住宅補助金の上乗せを行い、子育てしやすい町の実現に向けて施策を進めているところです。

《病気の予防・健康づくり》

増毛町健康課題である高血圧は、あらゆる循環器系疾患をはじめ、病気の発症や死亡に最も影響を与える危険因子とされており、健康寿命を縮め、医療費、介護費の増加を招くため、その対策は急務となっています。

平成29年(2017)4月に健康寿命延伸人材育成事業（地方創生事業）として運動施設「ら・さんて」を開設し、常駐している健康運動指導士等が施設利用者へ運動機器を活用した効果的な指導を行っています。

また、文化センター等での運動教室を併せて実施し、増毛町の課題であるメタボの解消を進めており、町民の健康寿命の延伸に寄与しています。

令和元年(2019)10月からは、健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣が定着することを狙いとして「ましけ健康ポイント事業」を開始しました。

国保加入者については、特定健診を窓口とした個人への保健指導により、その状況は改善に向かっていますが、社保、共済加入者については「ら・さんて」や運動教室の活用や増毛醤油を旗標とした減塩の推進、食生活改善の啓発といった生活習慣改善

の基盤は整備されつつあるものの、健診データを基礎とした保健指導は進んでいませんので、各地区の保健推進員の協力を得ながら、国保加入者以外の方への保健指導を実施する必要があります。

がんによる死亡の状況をみると、早期発見が可能ながん（胃・大腸・肺・乳・子宮）は全国水準と同等、若しくはそれ以下の状況ですが、がんで死亡した75歳未満の方の約8割は検診未受診のため、がん検診の受診率向上は大きな課題です。

メンタルヘルス対策については「いのち支える増毛町自殺対策行動計画（2019～2023年度）」に沿って実施しています。

感染症対策は、国内では風しんの流行による先天性風しん症候群が近年問題となり、国外感染による麻疹のアウトブレイクの問題があるため、予防接種の接種率を向上させ全体の免疫水準を維持する必要があります。

また、社会的に重大な影響のある新型ウイルス等の指定感染症については、平成28年(2016)に策定した「増毛町新型インフルエンザ行動計画」を基に、留萌保健所と連携し健康危機管理体制を敷いています。

《高齢者福祉》

全国的に高齢化が進む中で、平成27年(2015)国勢調査における増毛町の高齢化率（65歳以上人口率）は42.1%と、全国平均の26.3%に比べ15ポイント以上高い水準にあります。

平成28年(2016)に策定した増毛町人口ビジョンにおいては、高齢化率は今後も40%代前半で推移する見通しですが、令和2年(2020)から12年(2030)にかけては75歳以上の割合が高くなるという正念場を迎えるため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に基づき、介護予防及び疾病予防、認知症高齢者支援対策の推進、介護サービス基盤と地域生活支援体制の整備・積極的社会参加、権利擁護といった各施策、支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

特に、令和6年度(2024)までの4年間は、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業等の基本事業を継続し、多様な担い手による介護予防生活支援サービスの創出と認知症総合支援事業を中心とした新たな包括的支援事業を重点的に推進します。

町営の施設サービスは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉寮やすらぎ荘の3施設があり、民間事業者においても5箇所で施設サービスが提供されています。

養護老人ホーム（平成元年改築・定員70名）及び特別養護老人ホーム（昭和55年新築・定員50名）は、施設の老朽化による修繕の増加や、慢性的な介護員不足、入所定員割れ等の課題を抱えているため、施設を全面改築することを決定し令和2年度(2020)より実施設計に着手し、令和5年度(2023)の完成に向け工事を行います。

近年、不足がみられる介護職員を充足するために、増毛町介護従事者就業支援補助金交付制度や介護従事者養成修学資金貸付制度を設けていますが、これらの制度を普及浸透させ活用し、就業に結びつけることが課題となっています。

在宅で生活する高齢者にとって、路線バスやタクシー等の公共交通機関は、買い物や通院等外出するために欠かすことのできない移動手段であることから、公共交通が運行されていない中歌地区や暑寒沢地区、湯の沢地区の交通空白地域住民へタクシー利用券の助成や、運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者に対し路線バス回数券またはタクシー利用券の一部を助成する制度を実施していましたが、町内を運行していましたがタクシー事業者が撤退したことから、「5交通施設の整備、交通手段の

確保」の「(2) その対策(v)地域の交通手段確保」「(3) 計画 地域交通対策事業」に基づき高齢者が外出しやすい公共交通体系の維持確保に努めます。

外出支援については、高齢者各々の状況にあった幅広いサービスを提供するために、介護保険制度における介護予防・生活支援サービス事業の整備が課題となっています。

《地域福祉》

増毛町は、子どもから高齢者、子育て支援が必要な人、障がいを持つ人等多様な人々により構成されており、近年は少子高齢化や過疎化に伴い、核家族や高齢者の単身世帯が増加し、家族機能の弱体化が進んでいます。

価値観の多様化、連帯意識や相互扶助機能の低下等、公的な福祉施策を補完してきた町民間の関わりが希薄化し、町外へ転出することを余儀なくされる方もいます。

住み慣れた町で生活し続けられるために、障がい者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画等に基づく施策が実施されていますが、制度の狭間にある問題や複合的な問題を抱える町民に対しての対策は未だ十分ではないため、身近な生活課題に対応する地域福祉のあり方を検討し、実施体制を構築することが緊要な課題です。

《障がい者福祉》

障がい者への福祉は、平成15年度(2003)に措置費制度から支援費制度に移行し、平成17年度(2005)に発達障害者支援法の施行、平成18年度(2006)に障害者自立支援法が施行され、全ての障がい者を対象に障害区分を認定してサービス量を決め、所得に応じ自己負担をする制度となり、平成24年度(2012)に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障がいのある人の定義に難病等が追加されました。

障害者基本法では、国や道の障害者基本計画及び各市町村の基本計画に即し、障がい者の状況を踏まえた市町村障害者計画を策定することになっています。

また、障害者総合支援法では、障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具支給）の数値目標や地域生活支援事業（相談支援、移動支援、日常生活用具の給付及び住宅改修等）の提供体制を記載した市町村障害福祉計画の策定が求められています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、3年毎に見直すことになっており、増毛町においても令和3年度(2021)から第6期増毛町障がい福祉計画及び第2期増毛町障がい児福祉計画を策定し各種の施策を進めています。

地域生活支援事業については、増毛町には障がい者の活動を支援する事業所がなく、留萌南部3市町の連携によりサービスを提供しており、サービスのニーズはあるものの提供体制は不十分のため、町内でのサービス業者を育成する必要があります。

また、障がいのある子に対する早期からの相談、指導、乳幼児期から就学への移行及び就学期間の支援は、子どもの持てる力を引き出し、発揮する取り組みであるため、学校卒業後の就労及び地域生活への移行等、ライフサイクルを通じた支援と併せ、留萌南部3市町で連携して取り組む必要があります。

《国民健康保険》

国民健康保険は、我が国が誇る国民皆保険制度の基盤としての役割を担っていますが、加入者の年齢層が高いことから医療費は高く、所得は低いという構造にあるため、制度の安定を目的として平成30年度(2018)より、財政運営の主体が市町村から都道府

県に移管しました。

増毛町の国保被保険者数は、人口減少に伴い減少の一途となっており、65歳以上の加入者が約半数を占めています。

このような状況のもと、増毛町の一人当たり医療費は、全道平均よりも高い水準で推移してきましたが、生活習慣病の早期発見と治療を目的とした特定健康診査、特定保健指導の着実な取り組みや、平成29年度(2017)からの健康寿命延伸人材育成事業による運動施設「ら・さんて」の開設、健康づくり教室の開催、減塩推進として「増毛醤油」の開発等の取り組みにより、平成30年度(2018)の一人当たり医療費は大きく減少し、高血圧に着目した事業の成果が表れているため、今後も取り組みを進める必要があります。

これらの取り組みを踏襲し、平成30年(2018)3月に策定した第3期特定健康診査等実施計画及び第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいた生活習慣病の発症予防・重症化予防を実施し、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図るための体制の維持が課題です。

《介護保険》

介護保険は、市町村が運営し、40歳以上の住民が被保険者となり保険料を納め、介護が必要となったときに介護サービスを受けられる制度であり、介護サービスには、在宅、通所、施設サービス等多種多様なメニューが用意され、利用者のニーズに合わせてサービスが提供されます。

増毛町の介護認定者数は、被保険者の減少に伴い減少し、介護認定率も減少傾向にあり、令和2年度(2020)末で22.5%となっています。

また、介護サービス給付費は、平成20年度(2008)4億7千万円から令和元年度(2019)6億4千万円まで上昇しましたが、令和2年度は6億2千万円と減少傾向にあります。

令和3年度(2021)からの3年間の第8期介護保険計画に基づいた、65歳以上が納める介護保険料は月額6,091円となり、平成12年度(2000)制度開始当初の第1期保険料月額2,800円の2倍以上になっていますが、第7期の月額6,291円からは200円引き下げることができました。

住み慣れた町でいつまでも暮らすためには、必要に応じた介護サービスの提供と、全高齢者が負担する介護保険料とのバランスが大切ですので、エビデンスに基づいた健康づくり政策や介護給付費適正化事業により介護認定率、介護給付費を適正化し、介護保険料を北海道平均にまで抑えることを目標に介護保険事業を運営しています。

《後期高齢者医療制度》

後期高齢者医療制度は、増加する老人医療費に対して将来にわたり持続可能な医療制度を創設することを目的として、平成20年度(2008)から開始された制度です。

運営主体は、北海道内の全市町村で構成する北海道後期高齢者医療広域連合であることから、他の市町村や北海道と十分に連携を図り、適正に運営しています。

《国民年金》

国民年金は、老後の生活の安定を目的に創設された社会保障制度であり、公的年金の要として、すべての人が加入し国民共通の基礎年金が支給される制度です。

増毛町では、無年金者の解消、公的年金制度間の移動による適用漏れの解消等、年金制度を周知するために、広報に年金の記事を掲載しています。

また、これまで年金事務所での手続が必要であった厚生年金受給者の死亡時の手続きを、留萌年金事務所まで赴かずに役場窓口で済ませられるよう年金事務所と連携し、利便性を向上させています。

保険料未納者の増加は年金制度への不安や生活の困窮を背景としていますが、町民の将来の生活を守るために、国民年金制度の重要性を理解していただけるよう、丁寧な説明と相談を心がけ窓口業務にあたっています。

(2) その対策

《結婚・出産・子育て支援》

(i) 妊娠期から子育て期における母子保健の充実

- ①乳幼児健診受診率の向上及び未受診者把握を訪問等により実施します。
- ②歯科保健を充実し、乳児期からの歯科指導によるう歯罹患率の低下に努めます。

(ii) 個別支援ケース（家庭環境・発育発達・虐待事例等）における支援の整備

- ①特定妊婦を主に支援プランを作成します。

(iii) ひとり親家庭の支援

- ①関係機関との連携、民生・児童委員による相談業務を強化します。
- ②地域での見守り支援を行うための環境をつくります。
- ③各種福祉制度や母子福祉資金を有効活用します。
- ④ひとり親家庭等医療費助成による、医療への経済的な負担を軽減します。

(iv) 出産のための補助事業

- ①出産準備金を支給します。（母子手帳交付後及び出産後）

(v) 多子世帯への支援事業

- ①増毛町多子世帯子育て支援実施要綱により子育て支援金を支給します。

(vi) 子育て支援子ども医療費助成事業の拡大

- ①未就業の18歳以下までの子どもの保険適用となる医療費の自己負担分を保護者に商工会商品券で助成します。

(vii) 婚姻支援事業

- ①増毛町に婚姻届を提出し結婚した町民や、町内で結婚祝賀会を開催する町民を支援します。
- ②同窓会実施補助事業を活用し、同級生再会の場を作ります。
- ③結婚新生活支援事業補助金の交付により、低所得世帯の婚姻に際する住居費及び引越費用の一部補助を行います。

《病気の予防・健康づくり》

(i) 特定健診・がん検診の受診率向上

- ①全世帯健診申込書配布、特定健診未受診者勧奨、通院者データ受領を実施します。

(ii) 保健指導の充実、拡大

- ① 重症化予防対象者、特定保健指導対象者、糖尿病性腎症重症化予防対象者、慢性腎臓病（CKD）重症化予防対象者等の訪問等による保健指導を徹底し、社会保険加入者へ拡大します。

(iii) 高血圧ゼロのまちプロジェクト

- ① 地域や対象者の特性に合わせて、血圧測定や受診勧奨、減塩、禁煙の推奨等を通じ、日本高血圧学会の助言のもと「高血圧ゼロのまちづくり」を推進します。

(iv) 保健指導体制の充実

- ① 計画的に専門職のマンパワーを確保し、定期的な研修を実施します。

(v) 健康寿命延伸事業

- ① 「ら・さんて」や「運動教室」を活用し、運動機能の維持や改善に取り組みます。
- ② 「増毛醤油」を旗標とし、減塩商品入手しやすい環境になるよう、各種事業で減塩意識を高める展示を行います。
- ③ 「ましけ健康ポイント事業」により、健康意識を向上させ、行動に結びつくよう、各事業への参加啓発に努めます。

《高齢者福祉》

(i) 多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの創出

- ① 生活支援体制整備事業を中心に関係機関・町民・行政が協働で増毛町の現状と課題を検討し、住民主体によるサービスの創出を目指します。特に、配食サービスの拡大・継続に取り組むほか、新規に訪問型サービス、傾聴ボランティア、移動支援等の開始を目指します。

(ii) 新たな包括的支援事業の推進

- ① 認知症総合支援事業に重点的に取り組み、認知症初期集中支援チーム、はいかい高齢者等SOSシステム、認知症サポーターの養成に取り組むほか、新規に認知症ケアパスの作成、認知症カフェの開設を目指します。

(iii) 明和園の改築

- ① 入居者とその家族、地域住民が安心して過ごすことのできる施設を関係者の深い理解のもと作ります。

(iv) 交通費の助成

- ① 町が自ら主体となって行う自家用車有償旅客運送により交通空白地域住民へ地域交通対策事業によりタクシー利用券の一部を助成します。
- ② 運転免許証自主返納者へ路線バス回数券を助成します。
- ③ 公共交通の利便性の向上と安定した運行のために、運行事業者への支援をします。

(v) 介護予防・生活支援サービス事業の訪問サービスD事業

- ① 訪問サービスD事業（移動支援）要綱を整備し、実施事業所の育成に努めます。

(vi) シェアハウス事業

- ① ライフスタイルの変化に応じた生活の場のあり方を検討します。

《地域福祉》

(i) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

- ① 公的な福祉サービスの拠点として、社会福祉協議会が行う『みんなで支え合う地域づくり』『安心して生活できる地域づくり』『人や地域を育てる仕組みづくり』の事業運営を支援します。
- ② 地域の相談窓口として、行政への働きかけ、専門機関への紹介や必要サービスの紹介等、地域におけるつなぎ役、地域の絆づくりの核になる民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。

(ii) 地域における社会福祉を目的とする事業の育成

- ① 国が推進する高齢者自らが健康づくり活動を行い、介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を展開する団体の立ち上げ支援等を行う『高齢者生きがい活動促進事業』の周知や募集を行います。
- ② 認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で支援する『認知症サポーター』を育成する養成講座を実施します。

(iii) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

- ① 高齢者や障がい者といった支援を必要とする人と、支援を提供する人の支え合い、助け合いの相互扶助の観点から生まれた助け合いボランティア『生きがい活動事業団』の活動を支援します。
- ② 自主的な趣味活動・交流活動・無理のないボランティア活動から心身の健康づくりに取り組んでいる『ゆうゆうマーシー』の活動を支援します。
- ③ 社会福祉協議会と連携し、個人や団体でのボランティア活動が容易に取り組めるよう『ボランティアセンター』を支援します。

《障がい者福祉》

(i) 地域生活支援体制の構築

- ① 障がいのある人が地域で安心して生活するために、関係機関や団体との連携を強化し、相談支援や制度、サービスの周知等、生活を支援する体制をつくります。
- ② 障がいのある人に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るための広報、啓発や交流を進めます。
- ③ 地域で障がい福祉活動を展開するために、サービス提供事業者の育成を進めます。

(ii) 自立支援給付と地域生活支援事業の推進

- ① 障害者総合支援法に基づき、各種の障がい福祉サービスに対し、介護給付や訓練等給付等の自立支援給付を行うとともに、近隣市町との連携による日常生活用具の給付や移動支援等の地域生活支援事業を推進します。

(iii) 就労・雇用の支援

- ① 広域的な就労に関する訓練サービスの提供や事業所への啓発、福祉的な就労機会の確保等、障がいに応じた就労・雇用の支援に努めます。

- ②町内外の事業所や関係機関の協力のもと、地域における就労支援体制の構築に向けた検討を進めます。

(iv) 重度心身障害者医療給付事業の実施

- ①重度心身障がい者医療費助成により医療にかかる経済的な負担を軽減します。

《国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度・国民年金》

(i) 国民健康保険事業の健全化

- ①国民健康保険制度の正しい理解のために広報・啓発の取り組みを強化するとともに、滞納対策を進め国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
- ②特定健康診査や特定保健指導の取り組みを強化し、適正な受診体制を整え、生活習慣病の早期発見・早期治療と医療費の適正化に努めます。

(ii) 介護給付費適正化の取組

- ①ケアプランの縦覧点検・医療情報との突合、住宅改修費の点検を行い費用の適正化を図ります。
- ②要介護認定を適正に行い、必要な人に必要な介護サービスが提供されるよう努めます。
- ③介護給付通知を実施し、受給者へのサービス提供量をお知らせします。

(iii) 後期高齢者医療制度の推進

- ①制度の周知徹底に努め、北海道後期高齢者医療広域連合による健全な運営に努めます。
- ②健康診査や保健指導の取り組みを強化し、適正な受診体制を整え、重症化予防と医療費の適正化に努めます。

(iv) 国民年金制度の周知

- ①広報・啓発の取り組みを積極的に進め、国民年金制度の周知の徹底を図ります。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
出生数	人	20	20	20	20	20
婚姻組数	組	20	20	20	20	20
特定健診受診率（国保加入者）	%	65	65	65	65	65
第1号被保険者介護認定率	%	22.8	22.6	22.4	22.2	22.0
前期高齢被保険者介護認定率	%	3.6	3.4	3.2	3.0	2.8
ら・さんて利用者数	人	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
健康ポイント達成件数	人	550	550	600	600	650
特別養護老人ホーム入居者数	人	35	40	40	40	40
養護老人ホーム入居者数	人	25	30	30	30	30
明和園改築工事進捗率	%	30	90	100	100	100
民生委員人数（兼主任児童委員含む）	人	23	23	23	23	23

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 認定こども園	認定こども園運営事業	町
	(2) 高齢者福祉施設 老人ホーム	明和園改修事業	町
	(3) 市町村保健センター	保健センター改修事業	町
	(4) 過疎地域持続的発展特 別事業 児童福祉	乳幼児等医療費助成事業	町
		子ども医療費助成事業	町
		ひとり親家庭医療費助 成事業	町
		未熟児養育事業	町
	高齢者・障害者福祉	重度心身障害者医療費助 成事業	町
		敬老会事業	町
	健康づくり	健康寿命延伸事業	町
		減塩プロジェクト事業	町
		高血圧ゼロのまちプロジェ クト事業	町
		ましけ健康ポイント事業	町
	(5) その他	結婚祝金支給事業	町
		結婚新生活支援事業	町
		母子保健事業	町
		子育て世代包括支援セン ター事業	町
		不妊治療費助成事業	町

		妊産婦等一般健康診査	町
		出産準備金支給事業	町
		乳幼児股関節脱臼検査	町
		乳幼児総合健診	町
		フッ素塗布事業	町
		予防接種事業(乳幼児及び児童生徒等)	町
		子育て支援事業	町
		児童手当支給事業	町
		健康増進事業	町
		保健推進員活動	町
		特定健診事業	町
		がん検診等各種健診事業	町
		風しんの追加的対策事業	町
		インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種事業	町
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	町
		地域包括支援センター運営事業	町
		介護予防支援事業	町
		ショートステイ運営事業	町
		訪問介護サービス事業	町
		介護従事者確保対策事業	町
		養護老人ホーム運営事業	町
		特別養護老人ホーム運営事業	町

		老人福祉寮やすらぎ荘運営事業	町
		医療福祉バス運行事業	町
		老人保護事業	町
		高齢者福祉サービス事業	町
		生きがい型デイサービス事業(通いの場事業)	町
		障がい福祉事業	町
		社会福祉協議会補助事業	町
		民生委員児童委員活動事業	町
		老人クラブ連合会補助事業	町
		国民健康保険事業	町
		後期高齢者医療事業	町
		介護保険事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各施設については、定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

増毛町内には、町立の市街診療所と雄冬へき地出張診療所のほか、民間の歯科医院があり地域医療を担っていますが、固定医や看護師の確保は、他の過疎地域と同様に苦慮している状況にあります。

人口減少や診療報酬の改定等により、収入の根幹となる診療収入が年々減少しているため、診療所運営は厳しい状況ですが、地域の医療機関として町民からの期待は高く、その重要度は町民の高齢化とともに増していることから、経営の改善等により医療機関を維持する必要があります。

現在、路線バスが運行されていない地域の住民を対象に医療バスを運行し、受診機会を確保していますが、利用者数は多くないため、運行形態の見直しを検討しています。

また、市街診療所は、昭和56年(1981)の開業から、40年近く経過し、施設の老朽化が進んでいることから、必要に応じて修繕を行っていますが、全面改修等、施設のあり方も含めた協議が必要です。

医療機器の経年劣化については、平成30年度(2018)に大腸スコープを更新しており、良質な医療を提供するために、優先順位を付け計画的な更新を進める必要があります。

(2) その対策

(i) 地域医療体制の充実

- ①現診療体制を維持できるよう、医師や看護師等医療スタッフの確保により、勤務環境の充実と改善を図っていきます。
- ②計画的に施設や医療機器の整備、更新を進め、町民が安心できる医療機能を維持します。
- ③診療所スタッフのスキルアップを目的として、定期的な所内研修の実施と職種別研修会への積極的な参加を継続します。

(ii) 診療所経営の安定化

- ①診療収入の確保や費用の効率化（業務の省力化・診療材料費等の効率化・日常業務の改善）を推進します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
常駐医	人	1	1	1	1	1
看護師	人	8	8	8	8	8
プチ健診受診者数	人	5	5	5	5	5

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	町立市街診療所事業	町
		医療機器の更新	町
		医師等派遣事業	町
	(2) 過疎地域持続的発展特 別事業 その他	二次救急医療圏市町村 特別事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各施設については、定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに
予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化
を図ります。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

《幼児教育・保育》

少子化、核家族化の進行、女性の社会進出等による共働き世帯の増加等、子どもを持つ家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

増毛町においても出生数の減少が著しく、今後も歯止めをかけるのは大変難しい状況にありますので、子育て施設における幼児数の一定規模を確保し、幼児教育・保育の充実を図るために、平成31年度(2019)に認定こども園(定員74名)を開設しました。

認定こども園では、幼児教育・保育を行うと共に、育児相談や園の開放といった交流事業により通園していない世帯も支援しています。

また、両親が働いている小学生の低学年を対象にした放課後児童健全育成事業(学童保育)を文化センターで実施しています。

少子化が進む現状において、幼児一人ひとりの個性を活かし、健やかで元気に成長できるよう、体制の整備と指導の充実に努めること、また、次代を担う子どもを安心して産み育てることができる子育て環境を整えることは、今後の重要な課題です。

このため、認定こども園や学童保育を効率的に運営するとともに内容の充実を図りつつ、一時保育や病児病後児保育の実施についても検討することが求められています。

また、小学校との連携を密にし、円滑に学校生活に移行できるよう取り組む等、家庭だけではなく地域全体で子育てに取り組む機能を高めます。

更に、子育て世帯の負担の軽減を図るために、保育料や給食費の軽減・無償化を継続する必要があります。

《学校教育》

少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

増毛町においては平成12年度(2000)以降、小学校5校、中学校2校が閉校し、統合が進み、平成31年(2019)4月現在の増毛町の小、中学校は、小学校1校、中学校1校となっています。

増毛町では「生きる力」を育む理念の実現に向け、「確かな学力」の確立と「豊かな心・健やかな体」を育むために、学校教育の重点課題を設け、激しく変化する現代社会を生き抜く人間教育と、豊かな自然や歴史的風土を活かした特色ある学校教育を実施してきました。

また、教育活動に必要な各種教材等の整備と充実を図り、通学カバン、運動着等の準備、各種活動への参加、英語検定試験等に要する保護者負担を軽減する施策を講じており、保護者からの感謝の声も聞かれるため、今後も継続、充実させる必要があります。

近年、対象者が増加傾向にある特別支援教育については、保護者と連携・協議し、施設の改修、専門教員の配置、研修の充実等を図ります。

教育基本法が改正され、家庭教育について保護者の義務として『生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるもの』と規定されたことから、行政においても家庭教育を支援する施策を講じる必要があります。

教員の力量と使命感の向上を図るために、平成21年度(2009)より教員免許更新制度が実施されていますが、「教えるプロとしての専門性」「心豊かな人間性」がより一層備わるよう、専門研修の充実、保護者・地域との交流を引き続き促進します。

こども園

(令和3年5月1日)

園 名	学級数	教職員数	園 児 数			園 舎 構 造	所 在 地	設置年
			男	女	計			
認定こども園 あつぷる	5	15	27	35	62	鉄 筋 コンクリート	南畠中町2丁目35番地2	平成31

小学校

(令和3年5月1日)

校 名	学級数	教職員数	児 童 数			校 舎 構 造	所 在 地	設置年
			男	女	計			
増毛小学校	10	32	86	71	157	鉄 筋 コンクリート	南暑寒町2丁目38番地 (平成23年 校舎移転)	明治11

中学校

(令和3年5月1日)

校 名	学級数	教職員数	生 徒 数			校 舎 構 造	所 在 地	設置年
			男	女	計			
増毛中学校	5	24	46	31	77	鉄 筋 コンクリート	南暑寒町5丁目123番地 (平成12年 新築)	昭和33

《生涯学習》

増毛町の社会教育行政は、昭和52年(1977)に制定された「増毛町民の誓い」を基本理念とし、昭和57年(1982)に第一次の中期計画を策定以来、5年毎に計画を立て、社会教育事業の推進を図っています。

近年は社会情勢の変化、少子高齢化の進行、価値観の多様化により町民の生活様態が変化しており、時代のニーズに応じた内容や、地域のための人材育成が求められてきています。

増毛町では平成28年度(2016)に「第八次増毛町社会教育中期計画(平成29年度～令和3年度)(2017～2021)」を策定し、社会教育の基本目標である「生き活きと学び 心豊かな人と文化を育むまちづくり」の実現にむけて、様々な学習や体験、ボランティア活動等を通して、「まちづくり」の基本となる「人づくり」を推進していきます。

《生涯スポーツ》

スポーツの実施は、健康で充実した生活を送るうえで精神的、肉体的に重要です。

増毛町は、町立体育館、温水プール、屋内グラウンド、パークゴルフ場を有しており、スポーツ環境が充実しています。

スポーツ団体は、各種スポーツごとに連盟、協会、愛好会が10団体、スポーツ少年団6団体が組織されていますが、人口減少により会員数や団員数が減少傾向にあります。

個人においては、健康意識の向上により、ウォーキング等手軽にできる運動を愛好する町民が増えてきていますが、全体的には、スポーツの日常化、生活化を実践している町民が減りつつあり、スポーツ関係施設の利用者も減少傾向にあります。

増毛町では、スポーツに親しめる機会の拡充に努めるほか、施設の維持補修や環境整備を進めると共に、生涯スポーツ振興のための指導者養成や確保等を推進していきます。

(2) その対策

《幼児教育・保育》

(i) 認定こども園における教育・保育の充実

- ①教育・保育目標に定める「健康で明るい子ども」「思いやりのある子ども」「意欲的に遊ぶ子ども」を育成します。

(ii) 楽しく子育てできる環境・支援体制整備

- ①認定こども園における子育て支援の相談業務・小学生低学年を対象とした学童保育の運営を継続します。
- ②認定こども園、学童保育で実施している英語教室を継続します。

(iii) 子ども・子育て支援事業計画の推進

- ①令和2年(2020)から実施している子ども・子育て支援事業計画を推進することで、子育てしやすい環境を整え、地域で子育てを支援していきます。

(iv) 保護者負担の軽減

- ①認定こども園の保育料無償化や給食費の軽減により、保護者の負担を軽減します。

《学校教育》

(i) 教育活動の充実

- ①「生きる力」を育む理念の実現のために、「確かな学力」の確立と、「豊かな心・健やかな体」を育成し、激しく変化する現代社会を生き抜く人間教育と、豊かな自然や歴史的風土を活かした特色ある学校教育の充実を図ります。
- ②特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育相談や教育環境の充実に努め、関係機関の協力を得ながら特別支援教育を推進していきます。
- ③地域との交流や学校経営に対する評価の実施や公表を通じて地域に開かれた学校づくりをめざします。
- ④健やかな体の成長と育成に向けて、健康教育・体育の充実をはじめ、食の多様化が進む中で「食事の重要性」「望ましい食習慣」等食育の推進を図ります。
- ⑤いじめや問題行動は未然防止が効果的な対策であり、学校、家庭、地域が連携して、ルールづくりや生活のリズムを整えることが必要です。また、早期発見、早期対応のために、保護者と教員が十分な目配りのなかで、その役割を共通理解しながら防止に努めます。

(ii) 教育環境の向上

- ①少子化が進む現状の中、適切な学習環境整備と、校舎の安心安全を図るために、計画的な学校施設及び学校設備の整備を進めていきます。
- ②国際化・情報化時代に対応する教育機器の整備更新を図ります。

(iii) 保護者負担の軽減

- ①教育費に係る保護者負担の各種軽減措置を継続実施し、更なる充実を検討します。
(教材費の助成、通学カバンの寄贈、中学生の運動着の支給、中体連参加費用の助成、校外活動・部活動等のスクールバスの運行、学校給食費の助成、高校通学費等の補助、英語検定試験等の受験料の助成、及び中学校修学旅行の支援)

《生涯学習》

(i) 社会教育施設の活用による文化活動の推進

- ①文化センターを各文化芸術団体やサークルの活動の拠点として活用します。
②読書普及事業として、認定こども園や小・中学校への移動図書事業や感動本コンテスト事業を実施します。

(ii) 幼児・少年・青年・成人教育の実施

- ①各年代領域において事業を実施し、次世代へ繋がる人づくりを推進します。

(iii) 女性教育の実施

- ①さくらコミュニティ学級による学習機会の提供や女性団体の交流や研修を実施します。

(iv) 高齢者教育の実施

- ①暑寒大学での自ら学ぶ学習機会の提供や認定こども園の園児との世代間の交流、清掃活動等のボランティア活動により地域づくりに参画します。

《生涯スポーツ》

(i) スポーツ事業の実施

- ①町民参加の「ましけラン」の実施や気軽に参加できるスポーツ事業を普及します。

(ii) スポーツ関連団体への補助と連携

- ①自主的活動を進めている各団体への活動支援に努め、スポーツ少年団の遠征に係るスクールバス運行の継続等を通じ、児童生徒の健やかな心身を育成します。

(iii) 各種スポーツ交流委託事業

- ①各団体主催のスポーツ交流大会への支援及び補助を継続します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
認定こども園入園者数	人	80	80	85	90	90
学習支援員の配置	人	3	3	3	3	3
特別支援教育支援員	人	3	3	3	3	3
生涯学習事業参加者数	百人	27	27	27	27	27
スポーツ活動参加者数	百人	10	10	10	10	10

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 スクールバス・ボート 給食施設	小中学校環境整備事業	町
	(2) 集会施設・体育施設等 集会施設	文化施設長寿命化	町
		体育施設	町
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	教育振興会補助	教育 振興会
		保護者負担軽減対策	町
		中体連参加費補助	町
		学習・学校生活支援員配置事業	町
		スクールバス定期運行事業	町
		スクールバス臨時運行事業	町
		就学援助事業	町
		特別支援教育就学奨励事業	町
		学校交付金	各小中 学校
	生涯学習・スポーツ	町民スクール運営事業	町
		中学生の国内研修	町

		ましけキッズ体験隊	町
		感動本コンテスト	町
		芸術鑑賞会	町
		暑寒大学運営	町
		社会教育指導員配置	町
		増毛町成人式	町
		青年交流会	町
		さくらコミュニティ学級	町
		ましけラン全町マラソン大会	町
		各種スポーツ交流委託事業	町
		ジュニアスキー大会補助	町
		健康づくりウォークラリー	町
		ニューススポーツ講習会	町
	その他	外国語指導助手配置事業	町
		高校通学費補助事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設について、現在小学校1校、中学校1校となっています。既に廃校となっている施設の再利用方法として他の施設への転用、民間への売却、解体撤去等幅広い選択肢で検討を進めます。

廃校した学校施設や用途を廃止した行政系施設等遊休施設は、再利用や民間への売却を進めるとともに、施設の現状を適切に判断し、損傷が著しく使用に耐えなくなった施設については、危険度を判定し、安全確保のために解体撤去します。

社会教育施設については、定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

増毛町における集落は、市街地の基幹集落のほか、11の集落に分けることができ、臨海山村型の地勢から河川流域に展開している集落と後背地が少ない日本海沿いに崖地等により隔絶された集落とで構成されています。

また、青年層の減少や高齢化が進み、高齢化過疎集落の様相を呈し、集落機能の低下が懸念される地区もあり、将来に向けた集落再編の検討も必要となっています。

定住を促進するために、医療・福祉の充実や買い物環境の整備、就労機会の確保が必要です。

少子高齢化に加え過疎化が進展するなかで、これからも安心して暮らせるための生活環境整備や地域コミュニティづくりと魅力ある集落の形成を積極的に進めることが課題です。

地域別世帯数及び人口

(平成27年国勢調査)

地 域	男	女	人口総数	世帯数	1世帯当たり人員
雄冬	34	29	63	32	2.0
岩老	10	7	17	7	2.4
別荘	209	272	481	229	2.1
暑寒沢	55	55	110	42	2.6
市街	1,134	1,374	2,508	1,186	2.1
中歌	26	23	49	25	2.0
見晴町	92	143	235	71	3.3
湯の沢	10	8	18	6	3.0
箸別	54	72	126	52	2.4
舎熊	188	213	401	191	2.1
阿分	147	213	360	157	2.3
信砂・御料	65	64	129	53	2.4
計	2,024	2,473	4,497	2,051	2.2

注：見晴町は、老人ホーム明和園を含んでいます。

(2) その対策

(i) コミュニティ組織（自治会組織）の活性化

- ①過疎化や高齢化に対応した自治会の再編を地域住民と検討します。
- ②地域担当者制度により、町と自治会の連携を強化します。

(ii) コミュニティ活動の展開と支援

- ①自主防災組織の結成を支援し、災害への備え、地域での協力体制を構築します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
自主防災組織結成組数	組	11	13	15	17	17
自治会要望取り纏め件数	件	15	15	13	10	10
連合自治会長意見交換会開催回数	回	1	1	1	1	1

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
9 集落の整備	(1) その他	自主防災組織活動助成金事業	町
		連合自治会、自治会活動推進	町
		広報誌発行	町
		議会だより発行	町
		ホームページ整備	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各施設については、定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

増毛町は、北海道内において古い歴史を有しており、史跡や建物等の歴史的資源が点在しています。

歴史に恵まれた環境で、感性を育み心豊かに暮らすためには、文化・芸術活動が大きな役割を果たします。

増毛町の文化芸術活動は、文化協会加盟の20団体を中心に文化センターや各公共施設を拠点として活動が展開されていますが、団体数や会員数が減少傾向にあります。

団体数等の減少は、人が集う場や機会の減少にもつながるため、ニーズの把握や適切な情報提供等により、団体やサークル活動を支援し、次世代を担う若い世代に文化活動に取り組む機会を継承する必要があります。

文化財については、令和2年(2020)に策定された「増毛町歴史文化保存活用基本構想」において示された基本方針を基に施策を進めていきます。

(2) その対策

(i) 社会教育施設の活用による地域文化の振興

①旧商家丸一本間家を駅前通りにおける文化・観光拠点として位置付け、重要文化財の一般公開や企画展を実施するほか、町内イベントと連携した歴史・郷土文化振興事業を開催します。

②総合交流促進施設「元陣屋」において、郷土資料展示室や図書室のほか、ギャラリーで歴史・郷土文化に関する展示を行います。

(ii) 文化財の活用や保護

①増毛町歴史文化保存活用基本構想に基づき、各施設の有効活用を目的とした事業の実施及び各施設の維持を図ります。

(iii) 文化・芸術団体の活動支援

①文化協会、民話伝承会、町民スクールの活動を支援し、普及します。

対策の目標

項目	単位	各年度目標				
		R3	R4	R5	R6	R7
文化事業参加者数	百人	50	50	50	50	50
総合交流文化施設元陣屋利用者数	百人	91	91	91	91	91
旧商家丸一本間家利用者数	百人	77	77	77	77	77

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	総合交流促進施設「元陣屋」事業	町
		旧商家丸一本間家事業	町
		旧富田屋管理事業	町
	その他		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	増毛の民話伝承事業	町
		地域の文化創造推進事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各施設については、定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーの利用推進においては、風車、太陽光パネル等の運営事業者や電気自動車施設運営事業者等の民間事業者より申し出があった場合、町有地、町有施設を積極的に活用し、再生可能エネルギー利用の取り組みを支援します。

(2) その対策

(i) 町有財産の積極的活用

- ①再生可能エネルギー及び新世代エネルギーの利用を進める事業者に対して、土地、施設等の町有財産を積極的に貸与します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
11 再生可能エネルギー の利用の推進	(1) その他	町有財産貸付事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各施設については、定期的な点検・調査を継続し、施設の状況を把握するとともに予防的修繕により適正な維持管理に努め、大規模な工事を減らし、財政負担の平準化を図ります。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域自立促進特別事業

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交 流の促進、 人材育成	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	町	転入による人口増加と起 業による産業活性化は、 自立に向けて将来にわたり 効果がある。
	人材育成	地域おこし協力隊員事業	町	〃
	その他	同窓会補助事業	町	関係人口の増加による消 費活動の向上と産業の活 性化は、自立に向けて将 来にわたり効果がある。
		ご当地居酒屋推奨店事業	町	〃
		ふるさと納税推進事業	町	〃
2 産業の振興	(5) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農業振興事業	町	就農推進と離農抑制によ る人口減少抑制と農産業 の活性化は、自立に向け て将来にわたり効果があ る。
		農業次世代人材投資事業	町	〃
		中山間地域等直接支払制 度	町	〃
		多面的機能発揮促進事業 (多面的機能支払) 農地 維持支払 資源向上支払	町	〃
		環境保全型農業直接支払 交付金	町	〃

		フルーツの里 活性化プロジェクト	町	関係人口の増加による消費活動の向上と農産業の活性化は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		有害鳥獣駆除事業	町	農林業衰退の防止による人口減少の抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		水産振興補助事業	町	就漁推進と漁業離職抑制による人口減少抑制と水産業の活性化は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		漁業近代化資金利子補給金	町	〃
		漁業資格取得費補助事業	町	〃
		とど被害防止対策事業	漁協	水産業衰退の防止による人口減少の抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
	観光	観光協会補助事業	町	関係人口の増加による消費活動の向上と産業の活性化は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		増毛ミクニ塾運営補助事業	町	〃
	企業誘致	工場等誘致振興事業	町	新規産業の促進による人口減少抑制と産業活性化は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
	その他	産業活性化支援事業	町	起業、新規商品開発の促進による人口減少抑制と産業活性化は、自立に向けて将来にわたり効果がある。

3	地域における情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	冬期雇用対策事業	町	離職対策による人口減少抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			総合行政システム運用事業	町	情報基盤整備による地域格差是正は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			自治体情報セキュリティクラウド事業	町	〃
			財務会計システム運用事業	町	〃
			その他 自動交付機運用事業	町	〃
4	交通施設の整備、交通手段の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地方バス路線維持補助金	町	交通基盤整備による地域格差是正は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			地域交通対策事業	町	〃
5	生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	海岸漂着物回収処理事業	町	町内環境の維持、向上によるイメージアップ、関係人口の増加は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			町内一斉清掃委託事業	町	〃
			花いっぱい運動委託事業	町	〃
			危険施設撤去 空き家等対策事業	町	〃
			町有物件解体事業	町	〃
			防災・防犯 防災備蓄・資材購入	町	〃

6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	街路灯管理事業	町	町内環境の維持、向上によるイメージアップ、関係人口の増加は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			増毛町住宅リフォーム補助金	町	定住促進による人口減少の抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			民間集合住宅建設促進事業	町	〃
			新築住宅建設支援補助	町	〃
			乳幼児等医療費助成事業	町	子育て支援による人口減少の抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			子ども医療費助成事業	町	〃
			ひとり親家庭医療費助成事業	町	〃
			未熟児養育事業	町	〃
		高齢者・障害者福祉	重度心身障害者医療費助成事業	町	福祉の充実により安心を確保し人口減少を抑制することは、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		健康づくり	敬老会事業	町	〃
			健康寿命延伸事業	町	健康寿命の延伸による、働き手の減少抑制と人口減少の鈍化は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			減塩プロジェクト事業	町	〃
			高血圧ゼロのまちプロジェクト事業	町	〃

7	医療の確保	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	ましけ健康ポイント事業	町	健康寿命の延伸による、働き手の減少抑制と人口減少の鈍化は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			二次救急医療圏市町村特別事業	町	医療確保による地域格差の是正と人口減少の抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
8	教育の振興	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	教育振興会補助	教育 振興会	教育の地域格差の是正と教育費用の負担減少による人口減少の抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
			保護者負担軽減対策	町	〃
			中体連参加費補助	町	〃
			学習・学校生活支援員配置事業	町	〃
			スクールバス定期運行事業	町	〃
			スクールバス臨時運行事業	町	〃
			就学援助事業	町	〃
			特別支援教育就学奨励事業	町	〃
			学校交付金	各小中 学校	〃
			生涯学習・スポーツ	町	〃
			中学生の国内研修	町	〃

		ましけキッズ体験隊	町	教育の地域格差の是正と教育費用の負担減少による人口減少の抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		感動本コンテスト	町	〃
		芸術鑑賞会	町	〃
		暑寒大学運営	町	〃
		社会教育指導員配置	町	〃
		青年交流会	町	〃
		さくらコミュニティ学級	町	〃
		増毛町成人式	町	関係人口の増加は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		ましけラン全町マラソン大会	町	スポーツ環境確保による町の魅力向上・人口減少抑制と関係人口の増加は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		各種スポーツ交流委託事業	町	〃
		ジュニアスキー大会補助	町	〃
		健康づくりウォークラリー	町	〃
		ニュースポーツ講習会	町	〃
	その他	外国語指導助手配置事業	町	教育の地域格差の是正と教育費用の負担減少による人口減少の抑制は、自立に向けて将来にわたり効果がある。
		高校通学費補助事業	町	〃

10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	増毛の民話伝承事業	町	郷土文化維持による町の 魅力向上と関係人口の増 加は、自立に向けて将来 にわたり効果がある。
		地域の文化創造推進事業	町	〃

増毛町過疎地域持続的発展計画

増毛町役場企画財政課企画係

TEL 0164-53-1110

令和 3（2021）年 9 月策定